

博士論文

経済ジャーナリズムと企業破綻
～新聞記事はどう経営危機を伝えたか～

小野展克

目次

まえがき

第1章 明治初期の破綻報道 ～小野組の経営危機と黎明期のジャーナリズム～	・・・1
第2章 片岡蔵相失言と昭和金融恐慌 ～取り付け騒ぎと新聞報道～	・・・14
第3章 高度成長期・オイルショック期の会社更生法申請 ～不倒神話と信用不安～	・・・30
第4章 バブル崩壊期の経営危機報道 ～私的整理と法的整理の差異～	・・・46
第5章 日本航空の会社更生法申請 ～国家支援の報道への波及～	・・・64

あとがき

まえがき

経済ジャーナリズムの役割は、読者に政府の経済政策や企業活動の最新情勢を伝えることにある。そうした機能を遂行する中で、経済ジャーナリズムは経済活動の透明化や活性化、企業や政府のマネジメント力や経営管理上の課題などを明らかにする役割を担っている。特に、企業の信用は、報道によって大きく左右される。メディアがどのようにマネジメントの失敗を伝えるかで、企業の信用が傷つき企業活動が立ち行かなくなることもある。そうした中で、企業のマネジメントの失敗が招いた経営危機をどう記事化するのは、経済ジャーナリズムにとって最大の見せ場であると同時に、最もデリケートなテーマの一つである。読者の立場では、企業の経営危機情報は、もっとも関心の高い情報の一つであろう。経済情勢、企業動向を把握する中で経営破綻は主要な関心事項であるだけでなく、読者は時に企業の経営者や社員であり、消費者、投資家でもありうるからである。ただ、一方で、経営危機が報道によって読者や市場に伝わった瞬間に、企業のマネジメントは苦境に陥る。消費者からそっぽを向かれ、売り上げも急減、株価も急落、資金調達が難しくなる可能性が大きい。企業の信用形成に経済ジャーナリズムが与える影響は決定的であり、その責任は極めて重い。

メディアは、大企業の経営危機取材の際には、大きなニュース価値を前に、多くの記者を投入、最大限の取材体制を敷く。その一方で、報道が企業の信用を傷つけることを十分に意識して、記事化のタイミングや記事内容については細心の注意を払うのである。経営危機をどのように報じるのかは、メディア経営の中で、重要な経営管理のテーマでもある。

本論文は、経済ジャーナリズムが、企業のマネジメントの失敗などで引き起こされる経営危機をどう報じたのかを記事に使用された信用に影響を与える言葉や表現の使用頻度などを分析することで検証したものである。新聞の黎明期である明治初期の小野組の破綻に始まり、2010年の日本航空の会社更生法の申請に至るまで、メディアの歴史をたどりながら、企業の経営破綻がどう記事化されたのかを歴史的な変遷を踏まえて分析した。

本論文は以下のように展開される。第一章は、為替方として明治初期の経済に大きな役割を果たした巨大企業、小野組の経営破綻が、当時の新聞にどのように記事化されたのかを分析した。小野組が経営破綻した明治7年は、新聞が本格的に大衆に浸透し始めた時期に重なり、黎明期のジャーナリズムが初めて直面した巨大企業の経営破綻だったのである。毎日新聞の前身の東京日日新聞や読売新聞は、小野組の経営破綻を「戸を閉じる」と表現した。また、東京日日新聞の記事は、金融システムや経済に与える影響、政府の責任を深く分析する一方で、小野組の信用維持に対しては、ほとんど配慮していないなどの特徴がみられた。第2章では、昭和2年3月の片岡直温蔵相の失言に端を発した東京渡辺銀行の経営危機を新聞が、どう記事化したのかをテーマにした。東京朝日新聞が、東京渡辺銀行の信用を棄損する言葉や表現を多用する一方、読売新

聞は信用維持にも一定程度、配慮した表現が目立った。日本経済新聞の前身の中外商業新報は東京渡辺銀行が経営を継続することを強調、もともと信用維持に配慮した記事を掲載したことが特徴だった。記事を分析する中で、失言直後の政府の発信やマネジメント力が弱かったことが、新聞の記事内容に反映、取り付け騒ぎに拍車をかけた可能性があることも考察された。第3章では、高度成長期・オイルショック期の大企業の会社更生法申請を新聞がどう報じたのかに着目した。具体的には、山陽特殊鋼業、永大産業などの会社更生法申請を報じた日経新聞などの記事中で使われた信用形成に影響を与える言葉や表現の使用頻度を分析した。特に、第4章で取り上げた2000年～2004年のバブル崩壊期の記事との比較を試みた。その結果、高度成長期・オイルショック期の記事は、信用を維持、強化する言葉や表現の使用頻度が有意に少ないことが検証された。高度成長期・オイルショック期は、まだ会社の危機管理などのマネジメント能力が問われることも少なく、不倒神話が根強かった。そのため、会社更生法の申請が、大企業のマネジメントの失敗というショッキングな事件として報じられ、企業再建、経営管理の側面に着目されることが、少なかったとみられる。第4章では、2000年～2004年の大手企業の経営危機報道を分析した。債権放棄などの私的整理の場合は、企業再生がイメージされる言葉が記事中に多く使われていることが分かった。一方、民事再生法、会社更生法などの法的整理の場合は、企業の信用を決定的に毀損する言葉が多用される傾向が浮き彫りになった。法的整理と私的整理は、企業再生という目的は同じで、借金の棒引きで経済のルールを逸脱し、経営管理の失敗が明らかになった点でも共通しているが、裁判所の機能を活用するかどうかの違いで、記事の内容が大きく異なることが検証された。第5章では、2010年1月の日本航空の会社更生法申請を伝える記事を取り上げた。これまでの会社更生法の申請を伝える記事とは大きく違い、企業の信用を維持強化する言葉や表現が多用される一方、信用を決定的に毀損する言葉や表現の使用頻度が有意に少ないことが検証された。背景には、日本を代表する航空会社のマネジメントの危機が経済全体に与える打撃が懸念され、メディア側の配慮が働いたとみられる。特に日航のケースでは政府が支援に乗り出し、会社更生法申請までのプロセスが長期間にわたって取材にさらされ、詳細に記事化されたことで、メディア側にも経済全体に与える危機感が十分に浸透したことが大きいと考えられる。

なお、本論文の各章の基礎となった論文は、以下に発表したものである。

第1章 「明治初期の経営破綻に関する新聞報道」嘉悦大学研究論集・第56巻（2013年10月）

第2章 「片岡蔵相失言と新聞報道」嘉悦大学研究論集・第57巻（2014年10月）

第4章 「経済報道と企業信用」生活経済学研究・第28巻（2008年9月）

第5章 「巨象の漂流 JALという畏」講談社（2010年11月）

第1章：明治初期の破綻報道

～小野組の経営危機と黎明期のジャーナリズム～

要旨

新聞が本格的な普及を始めた明治初期に直面した最初の大型破綻劇が、為替方として金融システムの一翼を担っていた小野組の経営破綻だった。黎明期の新聞が、小野組の破綻というセンセーショナルなニュースをどう報じたのかを当時の新聞記事が使用したキーワード、キーセンテンスを抽出、分析して解き明かすことを目指した。企業活動にとって消費者や取引先との信用の構築がマネジメントの最大のテーマの一つであることは現代も明治時代も変わらない。そして、企業が経営管理力を発揮して信用を形成する上で情報が大きな鍵を握るため、マスメディアは大きな役割を担うことになるのだ。大衆が情報を得る手段が限られる中、黎明期の新聞が企業信用に与える役割は極めて大きなものだったと考えられる。小野組破綻をめぐる記事のキーワード、キーセンテンスを分析すると、当初は主に「戸を閉じる」という表現で経営破綻が伝えられる。

巨大企業の小野組がマネジメントを失敗、経営破綻したことが信用不安を増幅し、それが金融システム不安に拡大する可能性がある点を指摘する高度な分析記事を東京日日新聞が掲載する一方で、読売新聞は他の金融機関への破綻の広がりを否定する記事を書き、両社の違いが浮き彫りになった。

1 はじめに

日本の新聞は幕末期に、海外の新聞の翻訳新聞として産声を上げた。明治維新後に毎日新聞の前身にあたる「東京日日新聞」などが誕生、新聞は日本初のマスメディアとして本格的な黎明期を迎える。一方、江戸、明治を通じた豪商である小野組が経営破綻したのは、明治7年（1874年）でちょうど新聞が本格的に普及し始めた時期と重なる。誕生したばかりのマスメディアが直面した最初の巨大企業のマネジメントの失敗が招いた破綻劇が、御為替組として金融システムの一翼を担っていた小野組の経営破綻だったのである。本稿では、黎明期の新聞が、小野組の破綻というセンセーショナルなニュースを小野組の信用にどの程度配慮したのか、庶民への分かりやすさをどの程度意識したのかを、当時の新聞記事が使用したキーワード、キーセンテンスを抽出、分析して解き明かすことを目指した。企業活動にとって消費者や取引先との信用が大切なことは現代も明治時代も変わらない。そして、企業の経営管理上の課題である信用を形成する上で情報が大きな鍵を握るため、マスメディアは大きな役割を担うことになるのだ。大衆が情報を得る手段が限られる中、黎明期の新聞が企業信用に与える役割は極めて大きなものだったと考えられる。

本稿では、2で小野組の興隆と経営破綻の背景を分析する。小野組は、盛岡と江戸を結ぶ交易で財をなし、江戸幕府の金銀御為替組として税金の決済業務を担い、公金を運用することで業容を拡大する。明治に入っても引き続き為替業務を続け、製糸業や鉱山経営など事業の多角化も進め、三井組をしのご豪商としての基盤を形成する。しかし、放漫経営をみかねた明治政府に預かった公金に応じた抵当の提出を求められたが、手元資金が不足しており、為替組を返上、経営破綻する。

次に3で黎明期の新聞の状況を取り上げる。このころの新聞は東京日日新聞に代表されるインテリ向けの「大新聞」と読売新聞が担った大衆向けで読みやすさを重視した「小新聞」に大きく分かれる。明治政府は当初は自由な新聞を弾圧するが、一転して文明開化の教化に向けて新聞を買い上げて配布する仕組みを導入する。ただ、再び言論弾圧に向かうなど新聞をめぐる政策はめまぐるしく変わった。

4では、小野組の経営破綻を取り上げた記事のキーワード、キーセンテンスを抽出して、当時の破綻報道を分析した。当初は主に「戸を閉じる」という表現で経営破綻が伝えられる。東京日日新聞は小野組の破綻が、金融システム不安に拡大する可能性を指摘する高度な分析記事を掲載する一方で、読売新聞は他の金融機関への破綻の広がりや否定的記事を書き、両社の違いが浮き彫りになった。また、読売新聞は、小野組の番頭の北廓通いなどの派手な遊興ぶりを伝える記事も掲載しており、当時の大衆の関心の高さもうかがえる。

2 小野組の興隆と経営破綻

2.1 江戸、明治の政商、小野組

小野一族は近江国志賀郡小野村の出で、いわゆる近江商人である。盛岡に出て酒造業や、砂金を集めて京都に送る事業などを手掛けていた。元禄2年（1689年）には盛岡の紺屋

町に店を開き、井筒屋と称したという。盛岡と江戸や上方を結ぶ交易で収益を上げ、藩の御用商人となり、盛岡の財閥としての地位を確立した。18世紀には、京都や江戸にも店を構え、取扱い商品も小間物、和糸、油に及び業務の幅も広げた。さらに日本全国に広がった店舗ネットワークを活用して幕府の公金の為替業務を担う金銀御為替組となる。御為替組を担ったのは、小野組に加え、島田組などの豪商だった¹⁾。

御為替組とは、例えば大阪城や二条城に集めた関西地域の年貢について代金と同額の為替を江戸に支払い、一定のタイムラグを置いて代金を江戸に送る金融業務である。いわば税金の決済業務を担っていたといえよう。この業務は、為替の支払いと実際の代金のタイムラグを活用、税金を無利息で運用できるメリットがあった。

宮本は「いわば幕府の公金の為替業務をなし、莫大な利益を得、巨額の金員を融通利用する便宜を得た」と指摘している²⁾。

小野組などは、こうした御為替組業務の一方で、呉服商や糸商などの実業も営んでおり、金融業務による信用創造機能を活用、自らの事業の拡大にも結び付けたとみられる。小野組のこうした金融業務がいつから始まったかは不明だが、維新まで続いたのは小野組と島田組、三井組の3組のみだった。小野組は、江戸幕府のいわば「政商」として財と地位を築いたのである。

さらに小野組は、明治維新後は、明治政府の樹立に合わせて献金の一番乗りを果たすなど新政府との関係構築を進める。明治政府は、戊辰戦争の軍事費などの調達を迫られていたが、明治政府が直接的に統治し税金を収受できたのは、全国の名目石高3000万石のうち、旧幕府領の800万石に過ぎず財政難にあえいでいた。依然として徴税権と軍事力は江戸時代から続く各藩が握り続けていたのである³⁾。そこで明治政府の財政を担当した由利公正は、小野組などに資金の拠出を要請した。この際の会計基金300万円のうち、小野組に三井組、島田組を加えた3為替方の負担は11・5%に上り、明治政府の財政を支える最大のスポンサーの一角を占めることになったのである。こうして小野組は明治政府の為替方として引き続き税金をめぐる決済業務を担った。さらに各府県の金庫業務を担うことで、無利子での資金運用業務を拡大した。当時は米による納税手段も残っており、小野組は農家から米を集め、納税する業務を担うことで米価の地域間格差を利用してさらに収益力を高めたのである⁴⁾。

宮本は「かねて藩政時代から各所の有力なる土地と取引があり、その点小野組は三井・島田よりすぐれていた。重要な土地は大抵小野組の勢力範囲に属していた」としており、小野組は政商の中でも抜きん出た存在感を示していた⁵⁾。こうして明治政府の政商としての地位を固めると小野組は、次々と新事業へと歩みを進める。製糸業では、築地製糸場を明治3年(1870年)10月に創立、イタリア式の機械製糸技術を各地に導入した。さらに、釜石などの鉱山も経営、尾去沢銅山にも出資するなど事業の多角化に取り組んだのである⁶⁾。

一方で近代的な銀行の設立にも手を伸ばす。明治4年(1871年)に三井組が三井バンクの設立を政府に出願、これに続き小野組も明治5年(1872年)に小野バンクの設立を出願したのである。小野バンクの設立は認められなかったが、明治6年(1873年)には三井組と小野組は共同出資で、第一国立銀行を設立した。総監は渋沢栄一だが、資本金の大半は三井組と小野組で握っていたのである⁷⁾。

2.2 小野組の経営破綻

小野組が経営破綻した直接の引き金は、明治7年(1874年)に、政府が発した公金の預かり高に対する抵当の増額令である。当初は年間の公金取り扱い高の3分の1とした担保額は、短期間に全額に引き上げられ、同年12月には不足分に対する追加担保を提出するよう求められた。小野組は、所有不動産の売却や投資資金の回収によって追加担保を確保することを検討した。しかし、政府の求める担保額の提出は困難と判断、明治7年(1874年)11月20日に、大蔵省に事業整理に向けた嘆願書を提出、各府県庁へ為替方の辞退を届け出た。こうして小野組の経営は破綻に追い込まれたのである⁸⁾。

明治政府が、抵当の増額令を出した背景には、為替方による放漫な公金の取り扱いに政府内外で批判が高まったことがあるとみられている⁹⁾。小野組は税金などの公金の預かり高が450万円なのに対して、負債総額は750万円に達していたとされる。手持ち現金は7万円、公債など11万円に過ぎず流動性資金の保有はきわめて少なかった。融資資金の焦げ付きが多かった上に、鉱山などへの投資もリスクが高く、多くの損失も発生していたようだ。こうした公金を活用した放漫経営を明治政府としては放置できなかったとみられる。小野組などの財閥を見る庶民の目も厳しかった。明治6年(1873年)に、福岡県で勃発した一揆では、庶民が博多の小野組を急襲、天保銭や藩札などを屋外に投げ出した。佐賀県の士族の憂国党は、「征韓」を旗印に小野組を襲い、軍資金20万円を奪った¹⁰⁾。士族や民衆の間でも公金の運用で巨万の富を築いた小野組など為替方への不満が高まっていたのである。また小野組は、京都から東京に転籍する際のトラブルで、長州閥との関係が悪化していた。宮本は政府による抵当増額令について「(小野組を)破産させるための方策のようにも思われるし、井上馨の陰謀のようにもうけとれるのである」と指摘している¹¹⁾。長州藩閥との関係がこじれたことで長州藩閥の有力政治家だった井上馨に経営破綻に追い込まれたとの分析である。

一方、為替方を務めた島田組は小野組同様に破綻に追い込まれたが、三井組だけは命脈を保ち、現在の三井グループへと発展していった。杉山は「(三井組が)経営危機を乗り切ることができるのは番頭の三野村利左衛門の活躍にくわえて、井上馨と緊密な関係にあったことが大きかった。島田組、小野組など徳川時代の大商人の多くが維新期に破産・衰退していくなかで、三井家・住友家・鴻池家など存続しえた大商人はむしろ例外であった」と分析している¹²⁾。一方、石井は「(三井組は)府県為替方への進出で小野組に遅れをとったが、新貨幣為替方を単独拝命して以来、幣制そのものの中枢をオリエンタル銀行と共に担当する地位を占めており、そこから生ずる同行との緊密な結びつきを利用して危機を乗り切ったのである」と指摘している¹³⁾。三井組は配当増額令による危機をオリエンタル銀行からの融資で乗り切っており、外資との密接な関係が小野組との明暗を分けたとの分析である。さらに小山は「大蔵省布達を以て、買請石代納制は停止されたが、このことは米穀取引に大きな比重を置いていた小野組にとっては、三井組以上に大きな打撃であり、小野組が自ら為替方を返上しようとした背景には、この経営基盤の喪失があり、その後の両者の相異要因のひとつとなった」と指摘している¹⁴⁾。

米で納税することができる明治初期の仕組みが、地方に幅広く展開する小野組に米の地

域間格差を利用して利益を確保するビジネスモデルを成立させていた。納税の仕組みが整い米による納税が廃止される方向になるとともに、近代的な金融システムの整備が求められる中、小野組のビジネスモデルはすでに機能しなくなっていたのである。小野組は、長州閥との緊張関係で有効な政府支援も受けられず、外資の支援で経営を立て直す力もなかった。江戸から明治にかけて豪商として巨大な足跡を残した小野組は、時代の急速な変化に追い付けず、その商売を閉じ、歴史の表舞台から姿を消すことになった。

3 明治初期の新聞

3.1 新聞の誕生

日本で近代的な新聞が登場したのは幕末期である。文久 2 年（1862 年）に幕府の蕃書調所が発行した「官板バタヒヤ新聞」が最初の新聞とされ、オランダが幕府に献上した機関紙を翻訳したものだ。内容も諸外国の情勢などを掲載したもので、日本のニュースは、ほとんど取り上げられていなかった¹⁵⁾。日本国内のニュースを対象にした新聞は明治元年・慶応四年（1868 年）に生まれた「中外新聞」、明治 4 年（1871 年）創刊の「横浜毎日新聞」などによって、その歴史が本格的に幕を開けた¹⁶⁾。

日々の情報を伝える新聞は当初は、海外の翻訳からスタートしたが、明治維新という急激な時代の変化を受けて、情報を知りたいという国民の強い要望と必要性を背景に誕生したと理解されるべきであろう。

明治初期に発刊された新聞は「大新聞（おおしんぶん）」「小新聞（こしんぶん）」に大きく区分されている。「大新聞」は漢文の素養のある富裕な指導層を主なターゲットにした新聞で、代表格は「横浜毎日新聞」「東京日日新聞」「朝野新聞」「郵便報知新聞」などである。大新聞は国家のありようや政治についても積極的に論じた。一方の「小新聞」は、漢字の知識が不足している庶民や子供なども対象にニュースを分かりやすい言葉や表現で伝えることを目指した新聞である。その代表格は明治 7 年（1874 年）に誕生した読売新聞で、大衆への情報伝達に力を発揮した¹⁷⁾。

3.2 明治政府と新聞

明治新政府は、明治元年（1868 年）に「新聞紙私刊禁止布告」を布告、新聞の発行を禁じたため、幕末に誕生した新聞はほとんど姿を消してしまったのである¹⁸⁾。しかし、明治政府は流言飛語に苦しめられたこともあり、一転して明治 2 年（1869 年）には、「新聞発行条例」を出し、政治記事で政府を批判しないことや社会記事で誤報をしないことを条件に新聞の発行を許可することになったのである¹⁹⁾。

こののち明治政府は、国民を積極的に啓蒙、文明開化を推進する上で、新聞というメディアの機能を重視し始める。明治 5 年（1872 年）には政府によって「横浜毎日新聞」「新聞雑誌」「東京日日新聞」が買い上げられ、一部の府県に配布される政策も採用されたのである。買い上げによる新聞振興政策は他の新聞に拡大適用され明治 8 年（1875 年）まで続いた²⁰⁾。

明治維新という急激な社会変革を受けて、情報を知りたいという国民の欲求と正確な情

報で文明開化を先導、富国強兵を実現したい明治政府の思惑が合致、政府による買い上げという支援制度も相まって、新聞というメディアは一気に国民に浸透していったのである。

山本によると明治8年(1875年)の年間発行部数は東京日日新聞が222万部、読売新聞が115万部に達していたという²¹⁾。

4 小野組の破綻報道

4.1 小野組破綻で使用されたキーワード(明治7年11月)

では、明治の豪商、小野組の経営破綻は、黎明期の新聞にどのように報じられたのだろうか。読売新聞のデータベースや明治ニュース辞典などから、小野組破綻を報じた主要な記事を採用、分析を進めた²²⁾。小野組の破綻を報じたキーワード、キーセンテンスを明治7年(1874年)11月、12月、明治8年(1875年)1月以降の3つの時期に分けて、新聞社ごとに分類したのが表1である。

最初に小野組の破綻を報じたのは東京日日新聞の明治7年(1874年)11月23日の記事である。小野組が大蔵省に為替方を返上し、経営破綻したのは11月20日なので、3日後の紙面で、小野組の破綻が報じられたことになる。11月中に小野組の破綻を報じた記事で分析対象としたのは東京日日新聞の記事1本、読売新聞の記事3本の合計4本である。

小野組の破綻を知らせるキーワードとしては「戸を閉じる」という表現が、いずれの記事でも採用されており、初報の東京日日新聞の記事では、3回採用され、読売新聞の11月26日の記事では2回、読売新聞の11月30日の2本の記事ではいずれも1回ずつ使用されている。

当時の新聞記事は、探訪者と呼ばれる情報収集を専門とするデータマンのような記者がネタを集めるほか、他の新聞からの引用、読者からの投書などで記事が作成させていたようである。当時の読売新聞の編集人であった鈴木田正雄は、みずからはほとんど外を歩かず、机上で記事を作り上げていたことを読売新聞の記事の中で明らかにしているほどである²³⁾。記事は記者による綿密な取材による積み上げではなく、様々な情報を編集人がまとめあげる手法で、書きあげていたようだ。

こうした点を踏まえると記事の表現についても初報である東京日日新聞の表現ぶりを参考にして読売新聞も「戸を閉じる」という言葉を踏襲した可能性もある。当時の読売新聞では「官令」というコーナーがあり、政府からのお達しも紙面を飾っている。小野組の関連では、明治7年(1874年)11月30日の読売新聞の紙面に、同月27日付の大蔵卿大隈重信の官令が掲載されている。内容は、小野組関連の荷物があつた場合は大蔵省へ届け出るよう通達したもので、その中では「小野組破産処分」とのキーワードが使用されている。この官令を読みやすく解説したのが、11月30日の読売新聞の記事で、ここでも「戸をしめた」という表現が使われている。官令の表現をそのまま採用するのではなく、一般の庶民にも小野組が商売を辞めことを示し、経営破綻したことを分かりやすく伝えるために採用された表現だったとの見方もできそうである。

表1：小野組破綻報道のキーワード・キーセンテンスの一覧
明治7年(1874年)11月

東京日日新聞（11月23日）
<ul style="list-style-type: none"> ・十一月二十日に戸を閉めたり ・戸を閉めたる ・戸を閉め商業を止める ・今日の衰兆 ・騒動直接日本全州に聞こえなば、貴賤上下共に豪家を信ず可からずとし、金融を人に託す可からずと又もや昔日の風習を思い出すに及ぶべし ・小野組と同商業を営みたる国立銀行並びに三井組の如きも必ず是迄の預り金に差響き ・日本の金銀融通は其の源を塞ぎ、其の流れを止むるの姿に立ち至るべし ・世間に報知すべき緊要の事柄なり
読売新聞（11月26日）
<ul style="list-style-type: none"> ・戸を閉めたる ・戸を閉め ・評判をすれどもいづれに成るやいまだわらず ・銀行もどうなるやと人が心配すれど銀行いさとへ小野組はつぶれるとも少しも障りない事とおもふ
読売新聞（11月30日）
<ul style="list-style-type: none"> ・戸をしめた
読売新聞（11月30日）
<ul style="list-style-type: none"> ・戸をしめた

明治7年（1874年）12月

読売新聞（12月4日）
<ul style="list-style-type: none"> ・戸を閉めたる事 ・小野組の一件を取計らふために一つの局を御立なされ萬事御糺になる ・戸をメめたる ・後に分散となるやら身代限りとなるやら
郵便報知（12月17日）
<ul style="list-style-type: none"> ・（三井組は）惻隱の情を表し、これを蔵省に哀願し、その方法を建白する ・閉店の事 ・使雇人の失策よりこの負忸を来す ・三井組の厚誼
新聞雑誌（12月18日）
<ul style="list-style-type: none"> ・小野組破産 ・人民一般の預け金を、五十ヶ年賦の公債を以て、預け主へ嘆願致され申すべき ・このたびの破産 ・小野組の分散 ・小野組破産 ・政府にて小野へあずけたる人民をば、殊に憐憫を加えていっそう懇切の御処置あるべしとは思うなり ・三井組の事なれば、人民一般のためにいっそう勉勵を尽くし、この難渋を救わん事を

明治8年（1875年）1月以降

あけぼの（明治8年『1875年』2月3日）
<ul style="list-style-type: none"> ・分散に就いては

浪花新聞（明治9年『1876年』9月6日）
<ul style="list-style-type: none"> ・閉店 ・用事の都合よく行届くをみれば小野再興も近きにあらんか
郵便報知（明治9年『1876年』12月1日）
<ul style="list-style-type: none"> ・負債の内千円以下の分二千八百人余、この金八万五百円は至難の情実ある負債につき、このたび現金にて皆済し ・この方法が立てば速やかに開店すると云う

4.2 明治7年12月、明治8年1月以降に使用されたキーワード

破綻の翌月の明治7年（1874年）12月は読売新聞、郵便報知、新聞雑誌それぞれ1本の合計3本を分析対象とした。読売新聞が12月4日の記事で「戸を閉めたる事」との表現を引き続き使用する一方で、「後に分散となるや身代限りとなるやら」などの表現で、事業を清算する可能性を示し始める。12月18日の新聞雑誌は「小野破産」など破産というキーワードを3回使用した上で、「小野組の分散」という表現も採用している。12月の報道の軸は、債権債務関係の整理など小野組破綻の枠組みをどう定めるかに移っている。読売新聞の12月4日の記事は、小野組の処理をめぐって大蔵省が新たな局を新設することを指摘、郵便報知の12月17日の記事は、三井組が「惻隠の情を表し、これを蔵省に哀願し、その方法を建白する」とし、三井組が再建案を明治政府に提示したことを報じている。一方の12月18日の新聞雑誌は、三井組の再建案を踏まえた上で、小野組が御為替御用という政府系企業の看板を掲げ、明治政府が信用を付与していたことで庶民が預金していたことを指摘、「政府に於いて人民一般の預け金の御処置は、いっそう懇切の御処置あるべきなり」として政府に預金者の保護を求めているのが特徴である。

明治8年1月以降はあけぼの、浪花新聞、郵便報知それぞれ1本の合計3本を分析対象とした。同年2月3日のあけぼのが「分散に就いては」と報道、明治9年9月6日の浪花新聞も「閉店」などの表現を用いている。ただ、明治9年9月6日の浪花新聞は小野組が人員のリストラなどで事業の効率化が進んだと指摘、「用事の都合よく行届くをみれば、小野再興も近きにあらんか」と再建の可能性があることを指摘している。さらに明治9年12月1日の郵便報知は、小野組の再建スキームが固まったことを受けて債権債務関係の整理が計画通りに進めば「小野組もこの方法が立てば速やかに開店すると云う」と再建に向けた前向きな動きを書いている。

4.3 記事の特徴

次に、明治7年（1874年）11月に小野組の破綻を報じた東京日日新聞と読売新聞のそれぞれの記事の特徴と違いを分析したい。まず、初報となった東京日日新聞の記事は、現在、主な新聞が採用している1行11字で換算しても200行以上となり、小野組の破綻を報じた記事の中で、最大のボリュームである。200行あれば、現在の主要な新聞でも総合面の大型サイド記事として採用できる分量である。当時の記事としては、かなり長い記事に分

類され、東京日日新聞が小野組破綻をトップ級の重要なニュースだと判断していたことが分かる。記事は「世に名高き小野組は、當十一月二十日に戸を閉めたり。」と簡潔にスタートする。さらに小野組が明治政府の会計の御用を務め、「三井小野」と並び称され豪商だったことを紹介した上で、経営破綻を「大いに怪しみ驚かざるを得ざるなり。」「日本国中の理財上に付きての大騒動ともう云うべし。」とし当時の日本を代表する大企業の経営破綻がショッキングなニュースであったことを伝えている。そして、この記事の最大の特徴は、小野組破綻の影響を3つのポイントで指摘している点である。預り金の流出、他の金融機関への信用不安の拡大、融資先企業の連鎖破綻への懸念を示しており、現代にも通じる金融システム不安が経済に与える影響を正確に押さえているのは特筆すべきだと考えられる。

最初に「貴賤上下に豪家を信ず可からずとし、金融を人に託す可からずと又もや昔日の風習を思ひ出すに及ぶべし」と指摘している。小野組の破綻によって日本国民に豪商への不信感が募り、お金を預けるという習慣が崩れ、預り金が流出することへの懸念を示している。二番目に、「小野組と同商業を営みたる国立銀行並びに三井組の如きも必ず是迄の預り金に差響」と分析している。小野組は預かった官金を活用した融資業務を実施している上、最初の国立銀行である第一国立銀行に出資しており、他の国立銀行や、同様の金融業務を担っている三井組にも信用不安が広がる可能性があることを指摘している。さらに三番目には、「其の余波は此の諸豪家より金子を流用して商売をなし、工業を起こしたる諸会社諸商人に及ぼし、日本の金銀融通は其の源を塞ぎ、其の流れを止むるの姿に立ち至るべし。」と書いている。金融機能が目詰まりを起こすことで金融機関から融資を受けて事業を展開している日本企業全体に悪影響が広がることに懸念を示している。

記事は次に、小野組破綻の構造的な要因に言及している。具体的には「其来歴は皆當主たる人々其才能に乏しく、全権を委ねたる番頭等が時勢に暗くして方向を謬まりたるに依らざるはなし、情を以て論ずれば氣の毒なれども、理を以て論ずれば又尤の次第なり。」とし小野組首脳陣のマネジメント力の欠如が破綻の原因だと喝破している。さらに明治政府が、預かっている官金と同額の担保提出を求めた抵当の増額令が直接的な経営破綻の契機になったことについても言及している。そして最後に「此の時に臨み三井組は如何なる処置を成すか、第一国立銀行は重立たる株主の盛衰には拘らぬ者か、又大蔵省は日本全国の金融通の塞がる事には頓着せぬものか、此敷條は吾輩が尤も力を盡して問い糺し成丈け速やかに（明日にも）世間に報知すべき緊要の事柄なり。」との記述している。小野組破綻の悪影響を最小限にとどめるよう三井組や大蔵省に対処を求め、迅速な情報開示に向けて東京日日新聞も尽力する姿勢を示して記事を結んでいるのである。

一方の読売新聞の明治7年（1874年）11月26日の記事は、現在の11字換算で30行ほどの長さである。文章は「今度小野組の戸を閉めたる起こりというは」で始まり、読売新聞では初報であるにも関わらず、続報のような書き方でスタートしている。これは少し奇妙であるが、東京日日新聞などを通じて小野組の破綻を知っているオピニオンリーダーなどから、小野組の破綻について読者が伝え聞いていることを前提としたためだと考えられる。「小野組はその引當物にさしつかえてつひに戸を閉めて 上よりも官員が出ばり蔵へ封印をして當耳御調中なれば」と小野組が、抵当の増額令で破綻、大蔵省の役人によって資産査定されていることを指摘した上で「世間にもいろいろと評判をされどもいづれに成るやいまだわからない、此事につき銀行もどうなるやと人が心配をすれど銀行はたとえ小野

組はつぶれるとも少しも障りない事と思う」と分析している。小野組の破綻で国民が動揺、預金の引き出しなどに走れば、金融システムはより大きな打撃を受ける。特に小野組が第一国立銀行の大株主だった点も踏まえて銀行の連鎖破綻はないと思うとの見通しを示し、信用不安の拡大に配慮した報道だとみられる。

小野組の破綻をめぐって、金融システム不安が引き起こされる可能性を明快に指摘、大蔵省や三井に対応を求める論陣を張る東京日日新聞に対して、読売新聞は、信用不安の拡大を否定し、民衆の動揺を鎮静化させる慎重な書きぶりを示しているのである。この報道ぶりの違いの背景には、東京日日新聞がインテリ層を対象にした「大新聞」であり、読売新聞が一般庶民を読者に想定した「小新聞」であったという媒体の特性があるだろう。大新聞である東京日日新聞は、豪商であり金融システムの担い手でもあった小野組の破綻による経済的な影響を詳細に分析した上で背景まで含めて論理的に伝え、読売新聞は、理屈より先に大衆の動揺を抑えることを最優先したと考えられそうである。ただ、東京日日新聞の記事で「国立銀行並びに三井組の如きも必ず是迄の預り金に差響き、」と他の企業の実名を示した報道は、現代の破綻報道の基本的なルールを大きく踏み外していることは指摘しておきたい。企業活動は信用で成り立っており、メディアが経営危機の可能性を記事化したことで信用不安が引き起こされる可能性が大きい。明確な根拠に基づかない破綻報道がご法度なのは現代の経済ジャーナリズムでは常識である。現に三井組はオリエンタル銀行の融資によって経営を立て直し、現代も日本経済の屋台骨を支えている。東京日日新聞の記事はすぐれた考察や深い分析がみられる一方で、配慮を欠いた点もあり、この時期のジャーナリズムの高い力量を拙さの両方を鮮明に示しているものと言えそうだ。

4.4 明治政府との距離感

また、当時の新聞をめぐるとも着目しておく必要がある。新聞紙印行条例で、政府に批判的な記事を掲載した新聞を廃刊に追い込むなど言論を弾圧していた明治政府は明治 5 年（1872 年）に一転して、新聞の買い上げによる新聞の普及に乗り出した。東京日日新聞もそうした政府の育成策の対象になっていた新聞だった。一方で、小野組の破綻と同年の明治 7 年（1874 年）1 月には板垣退助らが民選議員設立建白書を左院に提出、東京日日新聞はその前年の明治 6 年（1873 年）10 月から「自由論」のキャンペーンを張り、自由民権運動の一翼を担っていたのである。また、東京日日新聞の主筆となった福地桜痴は紙面を大型 4 ページに拡大、社説を常設にしたのは小野組破綻から半月ほど後の明治 7 年（1874 年）12 月 2 日のことである。また、記事を探訪者と呼ばれるデータマンからの情報や他社の記事内容でまとめるのが記者の仕事であったこの時代に、東京日日新聞の岸田吟香は台湾征討にも従軍するなど積極的な取材活動も展開していた²⁴⁾。

この時期のジャーナリズムは、取材力や伝達力を高め、国論を動かす力を付ける一方で、明治政府による保護や弾圧が交錯し、権力との関係が現代に比べて非常にデリケートだったことは、十分に考慮しておく必要があるだろう。そういった意味でも東京日日新聞が小野組の破綻をめぐって大蔵省への対処や迅速な情報公開を求め、政府の姿勢に注文を付ける姿勢で報道しているのは興味深い。一方の読売新聞が大蔵省による資産査定が進んでいることを強調している。さらに明治 7 年（1874 年）12 月 4 日の読売新聞は「(大蔵省が)

小野組の一件を取計らうために一つの局を御立なされ萬事御糺になる」と政府の動きを権威化する記事構成になっていることは注目されそう。明治7年（1874年）12月18日の新聞雑誌が、政府に預金者保護を求めているのも注目される。

4.5 読売新聞を彩った雑報

小野組破綻を受けて、スキャンダルなど様々な記事が新聞を彩った。読売新聞の記事から具体的に例を引いてみたい。破綻直後の明治7年（1874年）11月の記事では、人力車の挽夫の話として「小野の番頭さんたちほど・・・北廓などへ通ぶのはございませんあれでつぶれなけりやそれこそふしぎ」など小野組の番頭たちの派手な遊びぶりを揶揄している。破綻からわずか6日後の紙面には「當時の銀行トカケテ 樵夫（きこり）の骨やすめトトク ココロハをの（小野）がいけなくなった」といった謎かけも掲載されている。小野組の破綻をめぐって庶民の高い関心が集まっていたことの反映と言えそう。

また、破綻の翌年の明治8年（1875年）4月8日には、小野組の番頭が蒲焼屋の一人娘を妾にし、月々15円の手当を払っていて近所に羨ましがられていたが、戸が閉められ

「娘は離縁になり困り切って足のない蟹のようだ」などプライバシーに踏み込んだ読み物風の記事も出ている。大衆を読者として想定した「小新聞」の読売新聞らしく、現代のワイドショーさながらに読者の多様な関心に視線を合わせた記事と言えそう。

5 おわりに

経営破綻を取り扱う記事が、企業の命運や経済システムに大きな影響を与えることを踏まえると記事のキーワードやキーセンテンスは、報道の質や特徴を分析する上で重要な尺度であると考えられる。そういう意味で「戸を閉じる」という庶民にも分かりやすい表現で、小野組の経営破綻を伝えたことは、黎明期の新聞の編集力の高さを示す一つの事例と言えよう。また、東京日日新聞が、小野組破綻が預り金の流出や他の金融機関への信用不安への拡大、事業会社の連鎖破綻などの経済的な影響を正確に分析しているのは注目される一方、三井組への打撃に言及するなど信用不安への配慮の欠如など稚拙さもみられた。一方の読売新聞は、他の銀行への波及を否定、大衆の動揺を抑える表現を採用し経済活動への配慮がうかがわれた。当時の記者は、探訪者というデータマンや読者からの投書などを活用して記事を作成していたという。小野組に対して基本的な事実関係の確認などの取材をしていたのか、経済に対する知見や分析をどう入手したのか、弾圧と保護に揺れ動く明治政府からの情報収集はどのような方法で行われていたかなどを解明することが今後の課題となる。

注

- 1) 宮本(1966)、p.6 参照。
- 2) 宮本(1971)参照。
- 3) 杉山(2012)、p.166 参照。

- 4) 宮本 (1966)、p.13
- 5) 宮本(1966)、p.10 参照。
- 6) 宮本 (1966)、p.13-14
- 7) 宮本 (1966)、p.13
- 8) 石井 (1999)、p148
- 9) 三井広報委員会 (執筆・監修三友新聞社)「三井の歴史」参照。
- 10) 宮本(1966)、pp.20-21 参照。
- 11) 宮本(1966)、p.24 参照。
- 12) 杉山(2012)、pp.290-291
- 13) 石井(1999)、p.171 参照。
- 14) 小山(2003)参照。
- 15) 慶応元年 (1865年) には日本最初の民間新聞「海外新聞」が創刊される。発行者はジョセフ・ヒコで、横浜に来港する英国船が運んでくる新聞を翻訳して発行していた (春原(2003) p.12)
- 16) 春原昭彦 (2003)、p.16、p.23
- 17) 「小新聞」に近い大衆新聞としてニュースの題材を錦絵で図解する「錦絵新聞」も各地で創刊された。題材はゴシップなど多かった。小新聞の源流には木版一枚刷りの「瓦版」もあり、天災や事故、仇討などのニュースを伝えた (吉見(2004) p.123)
- 18) 官軍は、江戸のすべての新聞紙の板木を没収、新聞の発行を厳しく禁じた (春原(2003) p.16)
- 19) 新聞発行条例は「凡ソ事ノ世ニ無害者ハ皆記載スベシ」と記されている。この措置で「中外新聞」などが復活した (山田(2002) p.17)
- 20) 杉浦 (1985)、p.36
- 21) 山本(1981)の表
- 22) 読売新聞のデータベース「ヨミダス歴史館」、「新聞集成 明治編年史」(林泉社)「明治ニュース辞典」(毎日コミュニケーションズ)
- 23) 編集人が直接的な取材をせず机上で記事を書いている様子を彷彿とさせる「新聞やハ重箱のすみを楊枝でほじるように、世間のあなを探ると申しますが、多くハ諸方から申て来るので、正雄などハ病身ゆゑ、月に一度か二度しか出て歩行ませんゆゑ、外のことハ何にも存じません」(1875年9月28日) などの雑報も見られる (山田(2002) p.46)
- 24) 杉浦(1985)、p.37 参照
- 25) 記事の旧仮名遣いは、小野が適宜、現在の仮名遣いに改めた。

参考文献

- [1]明石照男、鈴木憲久(1957)『日本金融史 第1巻・明治編』、東洋経済新報社
- [2]石井寛治 (1999)『近代日本金融史序説』東京大学出版会
- [3]石井寛治、原朗、武田晴人 (2000)『日本経済史1 幕末維新时期』、東京大学出版会
- [4] 小山幸伸(2003)「長崎県における近代的銀行資本の形成要因～小野組破綻が長崎に与えた影響」、慶應義塾大学 (三田史学会)『史学』、72 巻、pp.417-440
- [5]杉山伸也 (2012)『日本経済史 近世－現代』、岩波書店

- [6]新聞集成明治編年史編纂会編(1936-1940)『新聞集成明治編年史』、林泉社
- [7]橋本寿朗、大杉由香(2000)『近代日本経済史』、岩波書店
- [8]春原昭彦(2003)『日本新聞通史』、新泉社
- [9]三井広報委員会・公式サイト『三井の歴史』(執筆・監修 三友新聞社) [online]
<http://www.mitsui-pr.com/history/> (2013年7月8日閲覧)
- [9] 明治ニュース事典編纂委員会・毎日コミュニケーションズ出版部編(1985)『明治ニュース事典』、毎日コミュニケーションズ(1985)
- [10]宮本又次(1966)「解説」、小野善次郎『維新の豪商 小野組始末』、青蛙房
- [11]山田俊治(2002)『大衆新聞がつくる明治の<日本>』、NHKブックス
- [12]山本武利(1981)『近代日本の新聞読者層』、法政大学出版局
- [13]吉見俊哉(2004)『メディア文化論』、有斐閣
- [14]読売新聞 データベース「ヨミダス歴史館」

第2章：片岡蔵相失言と新聞報道

～取り付け騒ぎと新聞報道～

要旨

本研究では、昭和金融恐慌を当時の新聞が、どのようなキーワード、キーセンテンスを使用して報じたのかを分析した。具体的には、片岡直温蔵相の失言に端を発した東京渡辺銀行の取り付け騒ぎを東京朝日新聞、読売新聞、中外商業新報がどのようなキーワードを使って記事化したのかを分析した。昭和金融恐慌は、この東京渡辺銀行の取り付け騒ぎ、鈴木商店の経営不振による台湾銀行の信用不安、台湾銀行の休業という3つの波があり、片岡直温蔵相の失言は、その幕開けとなった事件として注目される。また、先行研究として金解禁をめぐる新聞論調の変化を追った中村宗悦や経済報道のゆらぎ現象の増幅効果を指摘した駒橋恵子らの考察を踏まえ、報道が昭和初期の政策決定に与えた影響も考察した。

<キーワード>

片岡直温蔵相、東京渡辺銀行、新聞報道、昭和金融恐慌、信用不安

1 はじめに

本研究では、片岡直温蔵相の失言から始まった東京渡辺銀行の取り付け騒ぎを新聞が、どのようなキーワードとキーセンテンスを使って報道したのかを分析、信用を毀損する方向か信用を維持する方向かを軸に整理し、破綻報道が経済実態に与えた影響を考察した。

2では、先行研究として金解禁をめぐる新聞メディアの論調を分析した中村宗悦、野口旭、浜田宏一の研究を振り返り、新聞報道が政策決定に多大な影響を与えたことを整理した。中村らは、新聞が「金解禁」への早期復帰を煽ったことが、大不況下に金解禁という誤った政策を採用する要因となった分析しており、新聞報道が政策決定を歪めたと結論付けている。また、駒橋恵子は経済報道のゆらぎ現象の増幅効果を指摘、報道と経済実態が相互に影響、経済に大きな波及効果を及ぼすことを説明していることも紹介した。

3では、高橋亀吉と森垣淑、中村政則らの研究を軸に、昭和金融恐慌が①片岡直温蔵相の失言をきっかけとする東京渡辺銀行の信用不安②鈴木商店の経営不安による台湾銀行の信用不安③台湾銀行の休業という3つの波で襲来したことを軸に要因と背景をまとめた。

4では昭和金融恐慌の導火線となった片岡直温蔵相の失言とそれをめぐる東京渡辺銀行の取り付け騒ぎを当時の新聞が、どのようなキーワード、キーセンテンスで伝えたのかを分析した。①東京渡辺銀行の経営状態②預金の引き出しである取り付け騒ぎ③他の銀行、産業や日本経済への波及という3つの観点から東京朝日新聞、読売新聞、中外商業新報（現・日本経済新聞）の3紙の報道ぶりを比較した。東京朝日新聞が信用を棄損させるキ

ワードなどを採用した記事が多い一方、読売新聞は信用の毀損、信用維持の双方のキーワードなどを使用して記事を作成する傾向が見られた。中外商業新報は、東京渡辺銀行の信用を維持、経済の混乱を抑制する方向で報道していたことも分かった。

2 金解禁とマスコミ報道

先行する関連研究としては、金解禁をめぐる新聞論調の変化を追った中村宗悦の「金解禁をめぐる新聞メディアの論調」、昭和恐慌と平成大停滞を新聞報道から読み解いた野口旭、浜田宏一の「デフレをめぐる既得観念と経済政策」がある。

東京渡辺銀行の取り付け騒ぎの背景には、財政の健全化に向けて金解禁を急いでいた片岡直温蔵相が、不良債権化していた震災手形を公的資金を使って処理するのと合わせて経営の悪化した銀行を整理したいと目論んでいたことがある。片岡蔵相は、金解禁によって不況が訪れれば、いずれ多くの銀行の資産内容が悪化、経営破綻するリスクがあると考え、まずは不良債権が多く財務内容脆弱で経営が悪化している銀行を整理しておく必要があると判断していたのだ。

東京渡辺銀行をめぐる報道を分析する際に、その背景として報道が、金解禁の実施にどのような影響を与えたのかを振り返っておきたい。

中村は、当時の新聞、特に「大阪毎日新聞」の金解禁をめぐる論調を分析した。浜口雄幸内閣が、米ウォール街の株価大暴落の直後という1930年1月に経済緊縮策と言える金解禁の断行を閣議決定した背景について、金解禁を執拗に求める大新聞の後押しがなければ、不人気政策である金解禁の早期決定は不可能だったと指摘している。さらに、新聞が金解禁を求めた背景については「たとえ一時の痛苦は忍んでも、その先には『希望多き安定の上に立つ常態』（国際金本位制への）復帰があるという議論である。為替の不安定に対する極度の警戒感と金本位制復帰を絶対視する傾向は、この後も新聞論説の基層低音であり続けた」¹⁾と説明している。当時の新聞論調は、第一次大戦によってもたらされた戦時景気の反動で訪れた不況に対して、水膨れした産業界を引き締め、経営不振の企業を整理し、生産性を向上することが必要で、そのためには一時の不景気は耐え忍ぶべきだとの新聞論調が支配的だった。さらに為替相場の変動が企業経営を苦しめていたことにも配慮し、金解禁というショック療法で「産業を立て直してほしい」とい世論が広がっていたのである。

金解禁とは通貨と金の兌換を自由にすることによって金本位制に復帰することを意味する。金本位制とは日本銀行に紙幣を持っていけば、それに相当する金貨と引き換えてもらえる仕組みだ。このことは、日銀が通貨の発行量を増やそうと考えると、それに相当する金を準備しなければいけないことを意味する。輸出が活発になり、輸出超過になると金の流通量も増えて通貨の発行量も増える。これに合わせてインフレが発生する。ただ物価高で、輸出にブレーキがかかると輸入が増えて金が流出、通貨の供給量が縮小、金融は引き締められる。こうした景気の自動調整メカニズムが働くことが金本位制の特徴である。さらに金本位制がもたらす重要な機能が為替相場の安定化である。ドルと金、円と金の交換比率が一定に維持されているため、ドルと円の価値は金を通じて安定化する機能が働く。日本が輸入超過となれば、円安ドル高となるが、日本からアメリカに金が流出して円安ドル高は止まる。逆に、日本が輸出超過となれば、円高ドル安となり、アメリカから日本

に金が流入、やはり為替相場は安定化する機能が働くのである。

こうした景気や為替の安定化機能を重視して第一次大戦前までは主要な先進国は金本位制を採用していた。しかし、第一次大戦が始まると参戦した欧州諸国は、輸入だけが増えて金の流出が激増したことを受けて、金の輸出を停止した。さらにアメリカも金の輸出を取りやめた。日本だけが金本位制を維持したことで、急速に円高が進み、輸出に打撃が出始めた。そのため、日本も1917年に金輸出を停止に踏み切ったのである。

第一次大戦終了後、アメリカが金本位制に復帰、金解禁したのを皮切りに1924年以降にドイツ、イギリスなど欧州諸国も徐々に金解禁へと動いたのだ。こうした先進国の金本位制への復帰の流れを受けて、日本でも「バスに乗り遅れるな」との機運が高まり、新聞でも金解禁を求める論調が高まっていったのである。

中村は「金の保有額が通貨の発行を制約し、それによって信用収縮が起きて、不況がもたらされているのならば、当然、金本位制からの離脱も視野に入れた柔軟な通貨・金融政策が求められなければならない。しかし現実には、1931年9月イギリスが金本位制を離脱し、いよいよ世界的な金本位制が崩壊するまで、金輸出再禁止論は検討する価値もないかのような議論として扱われていった²⁾」と指摘した。世界的な資金の供給不足を脱却することが、世界的な不況から立ち直るために必要との議論が欧米で支配的になる中、大阪毎日新聞を中心とした日本の新聞論調だけが、デフレ策である金解禁を唱え続け、金輸出再禁止論が封じ込められたと分析しているのである。

野口と浜田は、金解禁論争と平成不況との新聞報道の類似性を指摘、「良いデフレ論」の広がり、経済政策を誤った方向に導いたことを指摘し、「経済問題についての人々の一般的通念＝既得観念の中に存在する『歪み』が、誤った政策の実現を通じて深刻な経済的な帰結を導く可能性がある³⁾」としている。一つの政策が実現していく過程では、専門家の意見以上に、こうした「一般通念＝既得観念」が大きな力を持つケースが多い。そして「一般通念＝既得観念」は、世の中を漠然と支配するムードのようなものであり、実態的には存在しないが、新聞論調は、それを反映し代理するものの一つと考えられる。野口と浜田は、その理由として二つのポイントを指摘している⁴⁾。一つは新聞の読者は、一部のエリート階層だけでなく、一般大衆であることである。新聞は一国の政策課題について問題の所在を幅広い人々に伝え、問題提起することで政治家や官僚などの政策立案の現場と一般社会の橋渡しをする役目を担っているのである。二番目の論点としては、新聞の政策課題をめぐる論調は、新聞社の方針を表明した「ハウス・ビュー」である点である。新聞が一般読者への販売増を目指す商業的なメディアである以上は、新聞の論調は多くの場合、世論や「一般通念＝既得観念」と明確な親和性を持つと考えられるからである。

新聞論調は「一般通念＝既得観念」を代表する部分があるだけでなく、大衆に政策課題を提示することで、世論形成にも一定の影響力を保持していると考えられるのである。産業界や日本国民が金解禁という「苦い薬」を飲んで耐え忍ばなければ、日本経済の成長はないという新聞論調は、不況下にデフレ政策と言える金解禁を決定する際に、大きな影響を及ぼしたと考えられる。首相や閣僚なども、新聞論調が「一般通念＝既得観念」を代表することを意識して政策立案を進めざるをえない。

M・E・マコームズとD・L・ショウは1972年にマス・メディアの議題設定機能 (the agenda-setting function) を提示した。マス・メディアが特定の争点や人物を議題 (=

問題)として大きく、繰り返し取り上げると、受け手の側でもそうした問題を重要なものと認知し、他の問題よりも優先順位が高いと考えるようになるという。マス・メディアは「何を考えるか(what to think)」ということだけではなく「何について考えるか(what to think about)」に影響を与えるというわけである。

トバスキーとカーネマンは1981年にフレーミング効果 (framing effects) の存在を指摘している。同じ事実を伝える場合でも、それを表現する際の焦点の当て方が、ネガティブかポジティブかによって、受け取る側の受け止め方は、まったく違ったものになり、意思決定にも影響を与えるという。片岡蔵相の失言問題も、「破綻」「整理」「取り付け騒ぎが起こった」と繰り返し報じると、「経営は継続、何ら破綻していない」と報じることによって読者に与える印象は全く違い、消費行動にも影響を与えかねない。駒橋は、経済報道が経済実態に与える効果を「ゆらぎ現象の増幅効果」と位置付けた。マス・メディアは非視覚的で複雑な経済事象をまるで実況中継するかのように、こと細かく報道、衆人環視の状況を作り上げている。一方の企業側も情報をマス・メディアに発表したり、リークしたりすることで行動方針を示し、市場ゲームを有利に進行する効果を生じさせているのである。経済事象は、複雑で善悪や企業価値が向上するかどうかなどの判断が難しい情報が多いため、ニュース報道が社会的な議題設定の指標となり、新聞やテレビの報道内容は口頭コミュニケーションによって増殖し、組織内外の世論を形成している、と考察している⁵⁾。

これららの点を踏まえて昭和2年の金融恐慌の第一波を引き起こした片岡直温蔵相の失言と東京渡辺銀行の取り付け騒ぎを当時の新聞がどのようなキーワード、キーセンテンスを使用して報道したのかを分析していきたい。

3. 昭和金融恐慌と片岡蔵相の失言

3.1 昭和金融恐慌の経緯と背景

高橋亀吉と森垣淑は、昭和2年の金融恐慌を三段階の波で来襲、实体经济に波及したと指摘している⁶⁾。第一期の波は3月15日の東京渡辺銀行とその姉妹銀行であるあかち貯蓄銀行の休業に始まる取り付け騒ぎである。当時の片岡直温蔵相の国会での失言もあって、国民の間で銀行が破綻するのではないかという信用不安が引き起こされた。ただ、3月23日に震災手形処理に関する二法案が議会を通過すると金融不安は沈静化した。預金の引き出しを求めて銀行に預金者が押し寄せる取り付けなどは、京浜地区の一部銀行に限定されたもので、局地的な金融恐慌だった。

第二の波は、台湾銀行と鈴木商店の絶縁をきっかけとする信用不安の拡大である。この絶縁は3月26日に実行され4月1日に世間に広がった。放漫経営を続けていた大手商社の鈴木商店が経営危機に陥り、巨額の融資を実行していた台湾銀行の経営が危ぶまれる事態に陥っていた。台湾銀行は、当時の巨大企業である鈴木商店に巨額の融資を実行、鈴木商店の経営が台湾銀行の資産内容に大きな影響を及ぼす「機関銀行化」しており、鈴木商店は「大きすぎてつぶせない (too big to fail)」状態に陥っていた。当時の最大の経済政策上のテーマは、日銀が抱えている震災手形が不良債権化していることだった。関東大震災

による経済的な打撃を緩和するため政府は震災手形割引損失補償令を施工、決済不能または困難となった被災企業の手形を日銀が再割引することで、資金供給を続ける仕組みを整えた。しかし、この震災手形の処理に公的資金を活用する案が浮上すると、震災手形の仕組みを悪用、経営が悪化した企業の延命策に利用されているとの批判が野党などから広がった。その批判の矛先が向かったのが鈴木商店と台湾銀行だったのである。震災処理に関する法案審議の中で、鈴木商店の放漫経営と台湾銀行との不透明な関係が暴露された結果、政府は台湾銀行と鈴木商店の絶縁に追い込むしか道がなくなったのである。主力銀行の台湾銀行の支援を失うことで鈴木商店の経営破綻は決定的となった。それだけでなく、巨額の融資が回収不能になる台湾銀行の先行きも危ぶまれる展開となったのである。

金融界や産業界では、政府が鈴木商店と台湾銀行の経営を支えるとの見方が強かった。それだけに台湾銀行の鈴木商店への絶縁が政府主導で実施されたことは「衝撃」をもって受け止められた。銀行間で資金を融通するコール市場では、各銀行が、台湾銀行の経営の先行きを危ぶみ、一斉に資金を引き上げ始めた。このため、日銀が台湾銀行の資金繰りを支えるための融資を急増させる結果になった。こうした状況の中、鈴木商店が経営する神戸第六十五銀行で取り付け騒ぎが起き、休業に追い込まれた。神戸を中心とした関西地域の銀行で取り付け騒ぎが続発、信用不安が広がった。台湾銀行の経営は日銀の融資によって支えられたが、日銀も無制限に無担保による融資を続けていくことはできなかった。そこで、日銀は自身の資産内容の健全性を維持するため、台湾銀行向けの融資について政府の財政資金による救済もしくは、法律による損失の補てんを求めた。そこで政府は、日銀による台湾銀行向けの融資について最大2億円の損失を政府が補償することを軸とした台銀救済緊急勅令を公布する方針を固めた。しかし、枢密院での議論は混迷した。財界からは台湾銀行の経営破綻で信用不安が広がり実態経済への悪影響が広がることへの懸念が示される一方で、野党の政友会からは一銀行、一商社の救済のために国民に多大の犠牲を強いるのは筋が通らないとの批判が噴出した。その結果、枢密院は台銀救済緊急勅令を否決した。これを受けて日銀は4月16日、台湾銀行向けの緊急融資を停止することになったのである。

この決定を受けて第三の波は4月18日に日銀の支援が打ち切れ、台湾銀行が休業に追い込まれたことで襲来した。また時期を同じくして関西の大手銀行、近江銀行も休業を発表した。これを端緒に、預金者が銀行の窓口で殺到、全国的な信用不安が一気に広がり、休業に追い込まれた銀行が三十以上に達した。信用不安を抑え込むため、政府は4月22日、23日の二日間にわたって一斉に銀行を休業するモラトリアムを実施した。モラトリアムは、政府が全国の銀行に自主的に休業するよう要請する形式で実施、22日には政府も勅令を発して同日実施した。一方で、政府は日銀への損失補償の限度額を5億円とすることを柱とする救済法案を成立させ、日銀が経営難に落ちた銀行に特別融資を実施する体制を整えた。これを受けてパニック的な金融不安は一気に沈静化した。さらに政府は経営の悪化した銀行の整理にも着手する。大手銀行などが出資する昭和銀行を設立、中沢、中井、八十四などの銀行を吸収整理した。この際、多くの銀行で預金のカット、重役による私財の供出による債務の穴埋めも実施された。東京渡辺銀行は、昭和銀行に合流できずに破産した。台湾銀行については政府が厳格な資産査定を実施した上で、三分の二という大幅な減資、日銀による特別融資の償還免除などを受けた上で、政府による公債貸付を受

けて再建の道歩むことになったのである。

中村隆英は、金融恐慌が日本経済にもたらしたダメージを3つの点から分析している⁶⁾。第一に、取り付け騒ぎが収まり、大銀行に預金が集まってきたがその大半は、三井、三菱、住友、安田、第一の五大銀行に集中した。その結果、中小の銀行と地方銀行の預金量が拡大し、大銀行の経営力、発言力の優位性が顕著になった。第二に、金融恐慌を生き残った中小銀行も整理を迫られることになった。改正銀行法で、資本金100万円以下の小銀行が認められないことになり、次々と大銀行に吸収合併されることになったのである。第三に、中小の金融機関が整理、吸収、業容の縮小に追い込まれた結果、中小企業向けの融資が縮小、中小企業の経営基盤がぜい弱になった。金融恐慌は、日本の金融界に大きな構造変化をもたらすとともに、中小企業の存立基盤を危うくし实体经济に悪影響をもたらしたのである。

3.2 片岡蔵相の失言と東京渡辺銀行の取り付け騒ぎ

ここで、金融恐慌の第一波である片岡直温蔵相の失言と東京渡辺銀行の経営破綻をめぐる経緯と背景をふりかえっておきたい。

1927年3月14日の衆議院予算委員会で、片岡直温蔵相は「今日、昼頃渡辺銀行が破綻しました、誠に遺憾であります、預金は三千七百万円あります、これからこれ等に対してなんとか救済しなければならぬと思ひます、さて救済をしようとするれば、その財産を整理したところのものを引き受けるとおうものを見出さなければ整理はつきません」⁷⁾と発言した。この失言をきっかけに金融恐慌の第一波が幕を開けることになったのである。

この失言の背景には、震災手形の処理に公的資金を投入することを柱とする法案の審議に野党が猛反発、国会審議が行き詰まっていたことがある。この時期の政局の混乱が国会審議を大きく混乱させていた。与党である憲政会は野党の立憲政友会、政友本党に経済の混乱を避けるために法案に賛成するよう要請。暗に法案成立後に退陣、立憲政友会への政権交代を約束していたとされる。しかし、政権維持を図る憲政会が政友本党と提携を結んだことで、立憲憲政会が態度を硬化させ、一転して法案への反対姿勢を強める。台湾銀行と鈴木商店の癒着問題を軸に、不真面目な銀行や企業を救うことを批判、各銀行の資産手形の保有状況や回収可能性などを明らかにするよう国会で執拗に質問を続けた。

法案を審議が進まず銀行破綻が現実味を帯びかねないことを伝え、国会審議の円滑化を図りたいとの意識が、片岡直温蔵相の失言を生んだ背景にあったとみられる。いわば国会での野党の攻勢に苛立った片岡蔵相が、危機感を伝えようとした発言が金融危機の引き金となったのだ。

失言当日の経緯は、資金繰りに困った東京渡辺銀行の幹部が、大蔵事務次官に政府による救済がなければ本日にも休業を発表するしかないかと相談した。休業の報告を受けた大蔵次官は、国会審議中の片岡直温蔵相に報告した。これを、そのまま発言してしまったのが失言の舞台裏である。ただ、東京渡辺銀行は大蔵次官への報告と並行して金策に走った結果、この日の資金は手当てできていたという。ただ、片岡直温蔵相の「破綻」発言の影響もあって翌日の営業は困難となり、休業に追い込まれた。

4 片岡蔵相の発言をめぐるキーワードの使用状況

1927年3月15日、3月16日付の二日間に発行された東京朝日新聞、読売新聞、中外商業新報（現・日本経済新聞）の3紙を対象に、片岡直温蔵相の失言に端を発した東京渡辺銀行の取り付け騒ぎの報道で、どのようなキーワードやキーセンテンスが使用されたのかを分析する。キーワード、キーセンテンスは3紙別に一覧表にまとめ表1～表3で示した。3紙の記事は、東京朝日新聞は過去の記事のマイクロフィルムから、読売新聞、中外商業新報はデータベースから収集した。

図1 片岡蔵相の失言をめぐるキーセンテンス、キーワードの一覧（東京朝日新聞）

日付	見出し・キーワード
3月15日	記事1『東京渡辺銀行の破綻を 蔵相突如言明す 當の銀行の営業中に』 ① 今日昼頃渡辺銀行が破綻しました ② （預金を）救済しようとするればその財産を整理したところのものを引き受けるというものを見出さなければ整理はつきません ③ 渡辺銀行の破綻うんぬんした事が
	記事2『遂に休業 整理のため本日から』 ① 片岡蔵相の破綻言明 ② 遂に15日から休業して整理することになった
	記事3『大困惑を蒙った 東京渡辺銀行の状態』 ① 東京渡辺銀行が相当巨額の震災手形を有することがもれるにいたり、緩慢な取付に合っていた ② 同行は震災前後より上毛モスおよびその他関係会社に対する不良貸しが多い ③ 多額の不動産に資金を固定しておいたので益々経営困難に陥りつつあった ④ 33万7千円の支払いに窮し一旦停止することになり ⑤ いつものごとく営業を継続した ⑥ （蔵相発言で）同行は不安の状態に陥り
3月16日	記事1『他の銀行には 絶対に波及させぬ 日銀に救済の用意あり』 ① 万一他の銀行に取付が起こった際は日銀が出来るだけ救済することになった

	<p>記事2『東京渡辺銀行が財界に投じた禍紋 注目される今後の推移』</p> <p>① (東京渡辺銀行が) 休業するに至った結果は財界方面に少なからぬ波及を引き起こすに至っている</p>

図2 片岡蔵相の失言をめぐるキーセンテンス、キーワードの一覧

日付	見出し・キーワード
3月15日	<p>記事1『衆院予算委員会で 片岡蔵相の舌禍』</p> <p>① 今日正午頃渡辺銀行が破綻しました</p> <p>② (預金を) 救済しようとするればその財産を整理したところのものを引き受けるというものを見出さなければ整理はつきません</p> <p>③ 以前より破綻の危機に臨んでいた</p> <p>④ 財界を混乱せしむる不謹慎極まる失言問題</p>
	<p>記事2『渡邊銀行遂に 本日から臨時休業 日銀の救済を仰いで整理』</p> <p>① 最近緩慢な取付状態に遭遇していた東京渡辺銀行</p> <p>② 決済を一時停頓し</p> <p>③ 日本銀行の救済を仰ぐと共に整理をなすことに決し</p> <p>④ 渡辺家伝来の所有土地も多く之を担保として提供、資金の融通を得て貸すに相当の時に地を持ってすれば預金者に迷惑と損害を蒙らしめることなく整理し得る</p>
	<p>記事3『当局に全く 責任はない』</p> <p>(渡辺銀行は) 祖先伝来の不動産あるを以て相当の時日を以てすれば預金者に迷惑を掛けること事なしと述べた</p>
3月16日	<p>記事1『銀行警戒はしたが 十五日の金融市場は平穏』</p> <p>① (コール市場は) 相当の出会いがあつたから大体から見て平穏だった</p> <p>② 銀行も現れえた程であって一安心の体であった</p>
	<p>記事2『渡邊銀行の善後 渡邊あかぢ両行 整理の大体方針』</p> <p>① 15日から向こう2週間休業することに決した</p> <p>② 休業期間中に具体的な方針を擁立しこの方針の下に整理を進めることになっている</p> <p>③ 勸業銀行から土地会社の土地担保による借出しをなし十年乃至十五年の年賦償還をなす(中略) 前途猶曲折あるべく</p>
	<p>記事3『整理に対する蔵省側の態度』</p>

	<p>① 東京渡辺銀行の救済に付いて大蔵当局は積極的に援助するの言及を避けているが（中略）（渡辺一族や重役の私財提供など）整理断行後に於いて幾分考慮する意向を仄めかしている</p>
--	--

図3 片岡蔵相の失言をめぐるキーセンテンス、キーワードの一覧（中外商業新報）

日付	見出しとキーワード
3月15日	<p>記事1『東京渡辺銀行 遂にけふから休業』</p> <p>① 15日から休業し、業務の整理を断行することとなった</p> <p>② 万一他の銀行に対して預金の取付行わるるような場合には（中略）（日銀が）極力援助することに決した</p> <p>③ 東京渡辺銀行の休業も他銀行へは大した影響は与えないであろうと思われる</p> <p>記事2『いささか軽率な 片岡蔵相の失言 東京渡辺銀行の破綻呼はり』</p> <p>① 今日正午頃渡辺銀行が破綻しました</p> <p>② （預金を）救済しようとするればその財産を整理したところのものを引き受けるというものを見出さなければ整理はつきません</p> <p>③ しかし事実において同行はその当時経営を続け何等破綻をなしておらず、右は全然蔵相の不注意により出たものである</p>

まず各紙とも、片岡直温蔵相の責任について「重大責任」（3月15日付、東京朝日新聞）、「舌禍」（3月15日付、読売新聞）、「渡辺銀行を殺した」（3月16日付、中外商業新報）など痛烈なキーワード、キーセンテンスを多様して片岡直温蔵相の責任問題を追及している点を確認しておきたい。

例えば3月15日付の東京朝日新聞の記事1『東京渡辺銀行の破綻を 蔵相突如言明す』は「（前略）蔵相の破綻言明当時はあたかも営業中であったので問題は非常に重大となり遂に別項のごとく大蔵省、日銀および東京渡辺銀行・・・の会合となり東京渡辺銀行の重役会開催となつて時ならぬ大問題を巻き起こすに至った（後略）」（・・・は判読できず）と指摘している。また記事の横には片岡蔵相の大きな写真も掲載している。写真のキャプションは「又問題を起こした片岡蔵相」と厳しいトーンが示されている。3月15日付の読売新聞も記事1『衆院予算委員会で 片岡蔵相の舌禍』の中で「（前略）（片岡蔵相が）不用意に陳述したことは財界を混乱せしむる不謹慎極まる失言問題で断じて許すべきではない（後略）」と鋭く批判している

各紙が片岡蔵相への批判を展開していることを前提にした上で、記事の分析については3つのポイントを中心に据えた。

まず、最初に、東京渡辺銀行の経営実態をどう分析、読者にどのように伝えたのかが報道の大きなポイントになる。2番目は、預金の引き上げなど取り付けの事実が報じられると東京渡辺銀行に連鎖的な信用不安が広がり、資金繰り破綻に陥る危険があることにどの程度の配慮が払われていかをチェックした。3番目に、銀行が経営危機に陥った場合、他の銀行や融資先企業に経営危機が広がり、日本経済全体に波及する金融システム不安を呼び起こす可能性がある点にどの程度の配慮がなされていかに着目した。まとめると①東京渡辺銀行の経営状態②預金の引き出しである取り付け騒ぎ③他の銀行、産業や日本経済への波及—の3つのポイントについて、どのようなキーワード、キーセンテンスを使用しているのかを分析した。①については、片岡直温蔵相は、衆院予算委員会で「今日、昼頃渡辺銀行が破綻しました」と言明しており、3紙とも、片岡直温蔵相の発言を引用、片岡蔵相が東京渡辺銀行の経営内容にどのように言及したのかを詳細に伝えている。

片岡蔵相が国会での発言の中で「破綻」「整理」という言葉を使用していることをあり、各紙とも記事中でも「破綻」という強烈なマイナスの影響を読者に与えるキーワードを繰り返し、使用している。

ただ、東京渡辺銀行の経営状態をめぐる分析内容については各紙ごとの特徴が出ている。東京朝日新聞は、東京渡辺銀行の休業を扱った3月15日付の記事2『遂に休業 整理のため本日から』の中で「片岡蔵相の破綻言明」「遂に15日から休業して整理することになった」と言及、破綻以外にも「整理」という信用を棄損するキーワードも採用している。さらに、東京渡辺銀行の経営内容を分析した3月15日付の記事3『大困惑を蒙った 東京渡辺銀行の状態』の中で東京渡辺銀行が震災手形を大量に保有して財務内容が悪化していたことを指摘、経営不振企業への「不良貸しが多い」ため「益々経営困難に陥りつつあった」ことも明らかにしている。さらに3月14日の段階で「支払いに窮し一旦停止することになり」など、もともと東京渡辺銀行の経営が行き詰まっていたことにも詳細に言及している。また、片岡蔵相発言を受けて「不安の状態に陥り」と表現、蔵相発言で信用不

安が増幅したと指摘している。このように東京朝日新聞は、経営内容を分析する記事の中でも東京渡辺銀行の信用を棄損するキーワード、キーセンテンスが繰り返し採用しているのが特徴だ。

読売新聞は、片岡直温蔵相の発言を取り扱った3月15日付の記事1『衆院予算委員会で片岡蔵相の舌禍』の中で「以前より破綻の危機に臨んでいた」と信用を棄損する表現で指摘した上で、東京渡辺銀行の休業を取り扱った3月15日付の記事2『渡邊銀行遂に 本日から臨時休業 日銀の救済を仰いで整理』の中で「決済を一時停頓し」、「日本銀行の救済を仰ぐと共に整理をなすことに決し」と言及している。東京朝日新聞と同様に「整理」という信用を棄損するキーワードを採用する一方で、「日本銀行の救済」という信用維持のイメージを読者に伝えるキーセンテンスを使用しているのが特徴である。さらに「渡辺家伝来の所有土地も多く之を担保として提供、資金の融通を得て貸すに相当の時に地を持ってすれば預金者に迷惑と損害を蒙らしめることなく整理し得る」とも指摘、創業家である渡辺家の保有不動産で穴埋めすれば資産内容を一定程度立て直せると分析している。政府の責任を取り扱った3月15日付の記事3『当局に全く 責任はない』でも「(渡辺銀行は) 祖先伝来の不動産あるを以て相当の時日を以てすれば預金者に迷惑を掛けること事なしと述べた」と記事2に続いて信用維持のキーセンテンスを使用している。渡辺銀行の整理方針について取り扱った3月16日付の記事2『渡邊銀行の善後 渡邊あかち両行整理の大体方針』では、「休業期間中に具体的な方針を擁立しこの方針の下に整理を進めることになっている」と「整理」という信用を棄損するキーワードを採用する一方で、「勸業銀行から土地会社の土地担保による借出しをなし十年乃至十五年の年賦償還をなす」と指摘、「前途猶曲折あるべく」と留保条件を付与しながらも、勸業銀行による経営支援の可能性を示唆し、信用を維持するイメージを読者に与える表現となっている。さらに大蔵省の対応を取り扱った3月16日付の記事3『整理に対する蔵省側の態度』では「東京渡辺銀行の救済に付いて大蔵当局は積極的に援助するの言及を避けているが(中略)(渡辺一族や重役の私財提供など) 整理断行後に於いて幾分考慮する意向を仄めかしている」と言及、政府による支援の可能性を示唆しており、読者の信用を維持する表現で記事が書かれている。

中外商業新報は、東京渡辺銀行の休業を取り扱った記事1『東京渡辺銀行 遂にけふから休業』では「15日から休業し、業務の整理を断行することとなった」と指摘、他紙と同様に、「整理」という信用を棄損するキーワードを採用している。しかし、片岡直温蔵相の発言を取り扱った記事2『いささか軽率な 片岡蔵相の失言 東京渡辺銀行の破綻呼はり』では、「事実において同行はその当時経営を続け何等破綻をなしておらず、右は全然蔵相の不注意により出たものである」と表現し、東京渡辺銀行の経営が持続、破綻していないことを積極的に示した上で、片岡蔵相の発言を「不注意」だったとし、信用を維持する方向で記事を作成していることが読み取れる。見出しでも片岡蔵相の発言を「破綻呼はり」と指摘、実際には破綻していないことを鮮明に提示している。

東京渡辺銀行の経営内容に影響を与えるキーワードやキーセンテンスの採用状況について各紙の違いを分析すると次のような特徴が整理できる。

東京朝日新聞は東京渡辺銀行の経営内容について信用に打撃を与える方向のキーワードやキーセンテンスを採用する一方で、信用を維持する表現などは、ほとんど採用していな

い。読売新聞は、信用に打撃を与える表現を採用する一方で、渡辺家の保有不動産の存在を繰り返し指摘した上で、勸業銀行や政府が支援に乗り出す可能性も示唆、信用維持する情報も提供しており、東京朝日新聞との違いが鮮明である。さらに、中外商業新報は東京渡辺銀行の経営が持続していることを強調、片岡蔵相の発言を不注意と指摘し、読売新聞よりさらに踏み込んで信用維持のトーンを示していると言える。

②の預金の引き出しである取り付け騒ぎについても各紙によって使用するキーワードやキーセンテンスに違いが出ている。

東京朝日新聞は、東京渡辺銀行の経営状態を取り扱った3月15日付の記事3『大困惑を蒙った 東京渡辺銀行の状態』で「東京渡辺銀行が相当巨額の震災手形を有することがもれるにいたり、緩慢な取付に合っていた」と緩慢という表見を使いつつも取り付け騒ぎの存在を記事中で指摘、信用を棄損するセンテンスを採用している。日銀の支援姿勢を取り扱った3月16日付の記事1『他の銀行には 絶対に波及させぬ 日銀に救済の用意あり』では「万一他の銀行に取付が起こった際は日銀が出来るだけ救済することになった」と預金者の信用不安を抑えるトーンの表現もある。しかし東京朝日新聞の最大の特徴は、預金者が渡辺銀行の本支店に並んでいる取り付け騒ぎの存在自体をニュースとして取り扱っていることである。該当記事である3月16日付の記事3『休業札を恨めしげに 小口預金者押かく』では「本支店共一せいに臨時休業を始めた」、「(預金者が) 本店へ押しかけた」(預金者の数は) 午前9時を過ぎてから暫時その数や殖え」と取り付け騒ぎの様子を具体的に描いて信用を大きく棄損している。ただその一方で、担当の銀行員が「日銀も救済に大努力」「沢山の供託金もあります」などと説明していることも取り上げ信用を維持する方向の材料も提示、「その他支店も総じて平穏であった」と取り付け騒ぎが本店など一部の店舗にとどまっていることも記述している。また一面の左肩に大きな写真を掲載している。写真のキャプションは『けさ東京渡辺銀行の人だかり』だ。写真は、傘をさした人が東京渡辺銀行の店舗の前に大勢押し寄せている姿を読者に示している。取り付け騒ぎの存在を写真で示し、東京渡辺銀行の信用を大きく毀損、信用不安を連鎖させる紙面づくりだと言えそうだ。

一方、読売新聞は、東京渡辺銀行の経営状況を取り扱った3月15日付の記事2『渡辺銀行遂に 本日から臨時休業 日銀の救済を仰いで整理』で、「最近緩慢な取付状態に遭遇していた東京渡辺銀行」と信用を棄損する取り付け騒ぎの事実を提示している。ただ一方で同じ記事の中で、「預金者に迷惑と損害を蒙らしめることなく整理し得る」と指摘、預金者保護が可能なことを強調、信用を維持するトーンを盛り込んでいる。また政府の責任問題を取り扱った3月15日付の記事3『当局に全く 責任はない』でも「(渡辺銀行は) 祖先伝来の不動産あるを以て相当の時日を以てすれば預金者に迷惑を掛けること事なしと述べた」とし、預金者保護が可能なことに再び言及、信用を維持する表現を採用している。

中外商業新報は、東京渡辺銀行の休業を取り扱った3月15日付の記事1『東京渡辺銀行遂にけふから休業』で「万一他の銀行に預金の取付行わるるような場合には、(中略)(日銀が) 極力援助することに決した」と表現、取り付け騒ぎが発生した場合の日銀の支援姿勢を示し、信用を維持する材料を示している。

取り付け騒ぎに影響を与える各紙の記事のキーワード、キーセンテンスについてまとめる

と東京朝日新聞が、これまでも緩やかな取り付け騒ぎ状態であった事実を鮮明に示しただけでなく、本店に預金者が押しかけているなど具体的な状況まで記事化、さらに写真まで掲載している一方で、日銀の支援姿勢を取り上げた以外は信用を維持し、取り付け騒ぎを鎮静化させる記述は、ほとんど見られない。読売新聞は、緩やかな取り付け騒ぎ状態であったことは記事化している一方で、渡辺家の資金援助などで預金者への支払いは可能との情報も盛り込み、取り付け騒ぎを抑制する方向のキーワード、キーセンテンスを採用している点に特徴がある。中外商業新報は、取り付け騒ぎの発生について触れず、報道していない上、日銀の支援も強調して記事化している点が注目される。

③の他の銀行、産業や日本経済への波及についても各紙の報道ぶりの違いが際立っている。東京朝日新聞が3月16日付の記事2『遂に休業 整理のため本日から』で「(東京渡辺銀行が)休業するに至った結果は財界方面に少なからぬ波及を引き起こすに至っている」と銀行の休業が産業界全体に悪影響を及ぼしていることを指摘している。読売新聞は、片岡直温蔵相の舌禍事件を取り扱った3月15日付の記事1『衆院予算委で 片岡蔵相の舌禍』で「財界を混乱せしむる不謹慎極まる失言問題」と片岡直温蔵相の責任を追及する中で、産業界が混乱していることにも言及している点に特徴がある。ただ金融市場の動静を取り扱った3月16日付の記事1『銀行警戒はしたが 十五日の金融市場は平穏』では、「(コール市場は)相当の出会いがあつたから大体から見て平穏だった」、「銀行も現れえた程であって一安心の体であった」と市場に大きな混乱がなかったことを伝え、信用を維持するキーワード、キーセンテンスを採用して記事化している。中外商業新報は、東京渡辺銀行の休業を取り扱った3月15日付の記事1『東京渡辺銀行 遂にけふから休業』で、「東京渡辺銀行の休業も他銀行へは大した影響は与えないであろうと思われる」と他の銀行への波及は小さいとの見通しを示し、金融システム不安を払しょくする方向の表現を採用している。

ここでも東京朝日新聞が、産業界への悪影響を強調する一方で、読売新聞は産業界への影響を指摘しつつも市場の安定を伝え、経済の混乱の沈静化を目指す報道ぶりが目立った。中外商業新報は他の銀行への波及が小さいことに言及するなど新聞社ごとの報道姿勢の違いが鮮明に出た。

5 おわりに

昭和2年3月14日の片岡直温蔵相の失言で東京渡辺銀行の取り付け騒ぎが起こり、信用不安は京浜地区の銀行の飛び火、3月19日には中井銀行も取り付け騒ぎにあつて休業、さらに八十四銀行、中沢銀行なども休業に追い込まれた。こうした信用不安の拡大に当時の社会の情報伝搬に最も大きな役割を果たしていた新聞報道が決定的な影響を及ぼしたのは疑い得ないところだろう。中外商業新報は東京渡辺銀行の取り付け騒ぎに対して信用不安を煽る表現を避け、抑制した報道ぶりを示し、読売新聞も信用維持の方向の記事を掲載したケースも見られた。しかし、取り付けの騒ぎ状況自体を詳細に報じた東京朝日新聞の記事などは、東京渡辺銀行の経営不安を報道が増幅、預金カットへの不安を国民に呼び起こし、他の経営不振銀行への取り付け騒ぎへと連鎖することに大きな影響を与えたことは、間違いないだろう。2で指摘したように新聞論調は「一般通念=既得観念」を形成、世の

中を漠然と支配するムードを作り上げる。さらに一国の政策課題について問題の所在を幅広い人々に伝え、問題提起することで政治家や官僚などの政策立案の現場と一般社会の橋渡しをする役目を担っている。昭和初期という時代背景を考えると、新聞報道や、その論調が果たした役割は現代より遥かに大きかったと考えられる。新聞各紙が伝えた片岡蔵相の失言と東京渡辺銀行の経営状況、取り付け騒ぎ、他の銀行や産業界への影響などが、読者に大きなインパクトを与え、経済実態にも大きなダメージを呼び起こしたと考えられる。さらに、新聞の論調は「ハウス・ビュー」で新聞の販売増に結ぶ付けたい経営上の要請から無縁ではられない。銀行の経営危機は、読者の格好の話題になったことは間違いない。東京朝日新聞が、東京渡辺銀行の資産内容を厳しく暴き、取り付け騒ぎなどを詳細に報じた背景には、読者の要望に応えて新聞の部数を拡大したい新聞社の経営戦略があった可能も否定できないだろう。一方で、銀行のような産業界に対して強い影響力を持つ存在に新聞が監視の目を光らせ、読者の知る権利に答えるジャーナリズム精神を発露したと分析することも可能だ。経済活動は企業の「信用」によって成立している。特に、企業に融資を実行して信用を供与している金融機関は、信用こそがビジネスの根幹である。さらに金融機関の経営危機は、融資先企業を巻き込む金融システム不安を発生させ経済全体を悪化させる可能性もあるのだ。報道機関の経営者や記者たちは企業、特に金融機関の信用状況を報道する際には、監視機能をきちんと発揮し、国民の知る権利に答えるというジャーナリズムの原則と企業や金融機関の信用を毀損して経済に大きなダメージを与えることの悪影響の間で、思い悩み、揺れ動くことになる。この点においては、昭和初期も現代も報道機関が抱える悩みには変わりはない。片岡蔵相の発言とそれに関連する報道について言えば、特に東京朝日新聞の報道は駒橋の指摘する「ゆらぎ現象による増幅効果」が発生、東京渡辺銀行の資産内容が厳しいことが詳しく報じられ、消費者の不安や取り付け騒ぎを引き起こし、それを報じることによって、さらに東京渡辺銀行の信用不安が拡大していくというマイナスの増幅効果が生み出されたことは疑いの余地がないだろう。

4で三紙の報道ぶりの違いを明らかにしたが、報道の基軸となる事実、片岡直温蔵相の発言や政府の対処策、発表に基づいている。東京渡辺銀行は翌日から休業したにも関わらず、政府・日銀の対処策は「万一他の銀行に取り付け騒ぎが起こった際には、日銀が出来るだけ支援する」ということにとどまっている。こうした政府・日銀の姿勢をメディアを通じて伝え聞いた国民は東京渡辺銀行の預金はどうなるのか分からないと不安になったに違いない。日銀の支援が「出来るだけ」というのでは他の銀行に経営不安が広がった際に、自分の預金が守られるのか否かを知ることはできない。いかに、読売新聞が、東京渡辺銀行には渡辺家の保有不動産があると伝え、中外商業新報が、東京渡辺銀行は「何ら破綻していない」と報じても、国民の不安は収まらなかったと考えられる。

例えば債務超過に陥り経営破綻した日本長期信用銀行は1998年10月23日に特別公的管理下に置かれ一時国有化された。当時の小渕恵三首相は、その日に談話を発表、長銀に対し預金保険機構が必要な資金貸付や特例資金援助を行い、(1)預金、金融債、インターバンク取引、デリバティブ(金融派生商品)取引等の負債は全額保護され期日通り支払われる(2)健全な借り手への融資は継続される一と表明した⁹⁾。

政府は信用不安が、メディアを通じて瞬時に広がることを警戒、即座に首相談話を示して信用不安の鎮静化に努めた。報道による金融不安の増幅効果を十分に意識した対応だった

言える。

これに比べると昭和金融恐慌時に政府の対応は、緩慢で、信用不安への対応の経験値のなさが露呈した格好だ。メディアの報道で信用不安が広がり取り付け騒ぎが広がることを後追いする形で泥縄的に政府・日銀の対処策が打たれた。「政府は、今後財界安定のためには、責任をもって十分努力するに決心して、日本銀行もまた政府とその決心を同じうする」^一。金融危機の払拭に向けて、こうした蔵相声明が相次いで発表されたのは、3月21日と22日で、実に片岡直温蔵相の失言から一週間も経過した後である。このような蔵相声明に合わせて、日銀も貸出規定を大幅に緩めて融資額を2倍以上に増やし、市中銀行の資金繰りを支援した。また審議が混迷していた震災手形の処理に公的資金を活用する関連法案も3月23日には貴族院を通過したため、取り付け騒ぎの拡大はようやく沈静化したのだ。逆説的に言えば、東京渡辺銀行の信用不安を拡大するようキーワード、キーセンテンスを多数採用した東京朝日新聞の報道がなければ、政府・日銀の対応は一段と遅れ、片岡蔵相の失言をきっかけに引き起こされた金融危機は、より深刻化していた可能性すらあるのだ。

(付記)

本文の引用資料中の旧字体、異字体は小野が新字体に改めたほか、適宜句読点などを補った。また変体仮名・片仮名も平仮名に適宜あらためた。

- 1) 中村宗悦「金解禁をめぐる新聞メディアの論調」(岩田規久男『昭和恐慌の研究』第3章・2004年、東京経済新報社) p123
- 2) 同上 p132
- 3) 野口旭・浜田宏一「経済政策における既得権益と既得観念」(野口旭編『経済政策形成の研究』第1章・2007年、ナカニシヤ出版) p136
- 4) 同上、p146~p147
- 5) 駒橋恵子(2004) p79~82
- 6) 高橋亀吉、森垣淑(1993) p157~162
- 7) 東京朝日新聞(昭和2年3月15日付朝刊 市内版)
- 8) 共同通信社の1998年10月23日の配信記事「預金、金融債は全額保護 長銀国有化で首相談話」より

参考文献

- [1]岩田規久男編(2004)『昭和恐慌の研究』、東京経済新報社
- [2]高橋亀吉、森垣淑(1993)『昭和金融恐慌史』、講談社学術文庫
- [3]野口旭編(2007)『経済政策形成の研究』、ナカニシヤ出版
- [4]塩田潮(1998)『金融崩壊』、日本経済新聞社
- [5]保坂直達(1996)『平成不況と昭和恐慌』、三嶺書房
- [6]中村隆英(1986)『昭和経済史』、岩波書店
- [7]中村宗悦(2005)『経済失政はなぜ繰り返すのか』、東洋経済新報社
- [8]中村政則(1989)『昭和恐慌』、岩波書店

- [9]小野展克 (2008) 「経済報道と企業信用」、生活経済学会『生活経済学研究』第 28 巻、pp55-70
- [10]駒橋恵子 (2004) 『報道の経済的影響—市場のゆらぎ増幅効果—』御茶の水書房
- [11]M.McCombs,S,andD.Shaw,(1972)“The Agenda-setting function of Mass Media,” Public Opinion Quarterly
- [12]Tversky,A.,&Kahneman,D. (1981)“The framing of decision and the psychology of choice.”Science

第3章：高度成長期・オイルショック期の会社更生法申請

～不倒神話と信用不安～

要旨

1955年から日本は高度成長期に入った。車、カラーテレビ、クーラーといった魅力的な商品が消費をけん引、地方からの豊かな労働力が生産を支える構図が年率10%近い高い成長率を実現した。ただ、東京オリンピックの反動や山一証券の経営危機が引き起こした昭和40年不況、第一次、第二次のオイルショックなどの景気後退局面もあり、大企業の会社更生法の申請も増えた。しかし、多くの大企業は成長を堅持、企業のマネジメント力は強く、「不倒神話」は崩れないままだった。こうした背景を踏まえて、永大産業などの会社更生法申請を報じた新聞記事を、使用された言葉や表現の使用頻度を測定することで分析した。具体的には第4章で分析したバブル崩壊期の2000年～2004年の会社更生法申請の記事との違いを検証した。その結果、高度成長期・オイルショック期の記事の方が、企業の信用を維持、強化する言葉や表現の使用頻度が有意に少ないことが判明した。大企業の倒産が例外的な事例とみられる中で、会社更生法の申請はマネジメントや経営管理の失敗を示すショッキングな事件として伝えられる傾向が強く、会社更生法が企業の再建を支える枠組みであるという点に、報道上の配慮がなされなかったとみられる。

1 はじめに

本章では、高度成長期から第一次、第二次オイルショック期の破綻報道に焦点を当てる。永大産業、興人などがマネジメントの失敗などで会社更生法を申請、負債総額が大きく、世論にも大きなインパクトを与えた5つのケースを取り上げた。朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞が、どのようなキーワードやキーセンテンスを使用して報道したのかを検証することを通じて、企業の信用や経営管理に与えた影響などを分析した。具体的には、会社更生法を申請が記事化された際の「倒産」「経営危機」などのキーワードのキーセンテンスの使用頻度を計測、バブル崩壊後に企業破綻が急増した2000年から2004年の計測結果と比較して、特徴を導き出した。

1 高度成長期、オイルショックと企業倒産

日本経済が、戦後の惨状から復興、高度経済成長にまい進する中で、1965年に大きな調整過程としての「昭和40年不況」を経験した。また、1973年の第一次オイルショック、1978年には第二次オイルショックが日本企業を直撃した。企業活動が質的にも量的にも拡大する中、会社更生法の申請など企業の経営破綻も急増した。日本経済の成長と調整がドラマティックに繰り返される中で、有名大企業の会社更生法の申請が新聞で、どう記事化されたかに着目した。

政府は1956年の経済白書で「もはや『戦後』ではない。今後の成長は近代化によって支えられる」と指摘、50年代半ばから日本経済は本格的な高度成長期に入ったとしている。1955年から1972年間の実質経済成長は平均9・3%に達した。日本経済は新たな時代に突入したのだ。経済企画庁は、この高度成長の背景を需要と供給の両面から分析している¹⁾。まず、需要をリードしたのは、設備投資と個人消費、輸出の3つである。テレビやナイロンなどの新技術が登場、旺盛な需要に応えるために工場の新設などが相次いだ。1970年には、名目GDPに占める設備投資の比率は21・0%に達した。消費面では白黒テレビ、洗濯機、冷蔵庫の三種の神器に続いて、自動車、クーラー、カラーテレビの3Cと呼ばれた耐久消費財の急速な普及が、需要をけん引した。輸出面では、積極

的な技術革新と品質の向上が日本企業の国際競争力を押し上げた。この間の世界貿易の実質伸び率が8・3%の中、日本の輸出の伸びは14・0%という高い伸びを確保した。供給面では、人的資源の拡大が成長を支えた。労働力人口の増加に加え、農村部から都市への人口流入が進んだ。教育水準の向上は労働者の質を高めた。欧米からの技術の導入、安価な石油の輸入体制が整ったことも成長を押し上げた。

日本経済の戦後の高度成長は、1954年から1957年の「神武景気」、1958年から1961年の「岩戸景気」、1965年から1970年の「いざなぎ景気」で彩られた。

その間の1965年に経験した不況が「昭和40年不況」である。今回分析の対象とした山陽特殊鋼業などの大型企業の倒産、山一証券の経営危機の表面化もあって不況感是一段と深まった。40年不況の背景には、貿易赤字が連続したことを受けて1964年に日銀が金融引き締めを実施したことがある。設備投資の行き過ぎが背景にあり、日本経済をけん引した高水準の設備投資は戻らないとの議論もあった。中村は「一方で貿易の自由化、資本取引の自由化が進むというのですから、当時はかなり深刻な危機感を持つ人も多かったといえます」と指摘している²⁾。

東京商工リサーチによると1965年の企業倒産件数は6141件、負債総額は5624億円に達している³⁾。前年の1964年に比べて件数で1929件、負債総額で993億円も急増した。昭和40年不況が、企業の経営破綻ラッシュを招いたことを裏付けている。企業倒産件数は、1952年は178件だったが、1956年には1123件と一千件の大台を突破。1963年に1783件に達するが、翌年の1964年には一気に4212件に拡大した。特に1964年と1965年は上場企業が10件以上も倒産しており、産業の構造転換が引き起こされた格好だ。

小嶋康生は昭和40年不況の企業倒産の急増について「現象的には東京オリンピック（1964年）景気の反動が出る。東海道新幹線を始め大型公共投資が一段落した後、金融の引き締めで、産業循環は反転、受注減から生産活動は低下、設備投資激減となった。その結果、減産強化、下請け受注量減というスパイラル的低下が起り、倒産ラッシュとなった」と指摘している⁴⁾。オリンピック景気の反動で公共投資も急減、税収も減った結果、公共投資は一段と細った。民間の設備投資も息切れし、スパイラル的な景気後退が企業倒産の急増を招いたとの分析だ。

ただ政府は、赤字国債を出さないとした財政法を改正、赤字国債の発行に乗り出し景気を下支えした。さらに、日銀の山一証券への特別融資に乗り出し、本格的な景気後退を招くことはなかった。その後は「いざなぎ景気」という大型の好況を迎えることになるのだ。この日本経済の高度成長は、急速な円の切り上げを招いたニクソンショックと物価を高騰させたオイルショックという二つのショックによって終止符が打たれることになった。

アメリカのニクソン大統領は1971年に金とドルの交換停止を打ち出した。円ドルレートは1ドル=360円から一気に1ドル=308円に切り上がった。さらに国際金融市場の動揺は収拾がつかず、1973年には日本を含む主要先進諸国は変動相場制へと移行したのである。円の切り上げは、輸出の減少によって成長率にブレーキをかけた。

さらに1973年に引き起こされた第一次オイルショックが日本経済を大きく揺さぶることになった。第4次中東戦争を背景として、アラブ諸国が石油の生産削減と輸出の停止を決定した。これを受けて石油価格は4倍に引き上げられたのである。これまで経済を成長

に導く原動力の一つだった原油の安価で安定的な供給が揺らいだことで日本経済は大きく混乱した。スーパーは、トイレットペーパーを買い占める消費者で混乱、石油関連商品が店頭から消え去る展開となり、狂乱インフレが発生した。経済企画庁は「マクロ経済への影響として、この石油価格の上昇は、インフレ、経常収支の赤字、景気の後退というトリレンマ（三重苦）的悪影響をもたらし、74年の日本経済は戦後初めてのマイナス成長を記録することになった」と指摘している⁵⁾。

1973年から1975年にかけて工業の生産指数が18%も落ち込むという急速な景気の冷え込みを経験することになる。「戦後最大の不況」の到来である。中村は「企業の利益が全国平均でみて総資本に対して1%というひどい状態になった。これはそれ以前には平均5-6%だったので、こんなに落ちたのは異常です。企業の半分近くが赤字だったということになる」と分析している⁶⁾。

こうした経済の苦境を受けて企業の倒産件数、負債総額も急増した。1973年の倒産件数は8202件で、前年比1063件増、負債総額も7053億円で、2075億円も膨らんだ。倒産件数は1974年には1万776件、1975年には1万2606件と拡大を続け、負債総額も1974年には1兆6490億円、1975年には1兆9146億円と急カーブを描いて増えている。

小嶋は「オイルショックは産業の構造転換のきっかけを作った。素材産業の多くが構造不況業種となり、家電、精密、ファイン・ケミカル、加工食品、アパレル、自動車、ハウジングなどの加工産業が優位にたった。なかでも省エネ産業でもあるコンピューター産業の台頭が目だった。構造不況業種から吐きだされる余剰人員は三次産業の流通サービス産業に流れ、かなりの部分が吸収された」と分析している。こうした構造転換の中で、主力部門のシフトに失敗して会社更生法の申請に追い込まれたのが今回分析の対象としている繊維大手の興人や阪本紡績だったのである。

さらに1978年には第二次オイルショックが日本経済に襲い掛かった。イラン革命の混乱で、イランの石油輸出が2か月間もストップしたのだ。イランは世界の石油生産の10%を占める有力な供給国だったので世界経済に大きなダメージを与えることになる。日本経済も第一次オイルショックよりは、影響が小さかったとはいえ、再びトリレンマの状況に転落することになったのである。

特にオイルショックによる原材料高で、鉄鋼業やセメント産業など高度成長を支えた素材産業の経営が一気に苦しくなり、自動車や電機などの付加価値型の製造業が成長軌道に乗った。また、サービス業を軸とした第三次産業が急速に発展するなど産業の構造転換が引き起こされた。そうした中で今回の分析の対象とした永大産業も住宅産業の成長株として期待されたが、会社更生法を申請して経営破綻した。長引く景気の低迷と過当競争が背景にあった。

1978年の倒産件数は、前年比2596件減の1万5875件、負債増額は5024億円減の2兆4756億円と減少傾向となったが、経営破綻は高水準で続いていた。

2 新聞の発展

高度成長期とオイルショック気を通じて新聞は、印刷技術の発展や販売競争の激化によって、

大幅に販売部数を伸ばした。日本新聞年鑑（昭和54年）によると日本で販売された日刊新聞の部数（朝夕刊セット紙を一部した場合）は、高度成長期が幕を開けた1955年の2268万部だったが、第二次オイルショックが勃発した1978年には4427万部と、ほぼ二倍近い伸びを示した。この間、人口も8983万人から1億1427万人に増えたが、新聞の部数はこれを大幅に上回るペースで増えた。普及率を示す一部当たり人口は3・96人から2・58人となり新聞の普及率は大きく上昇したのである⁸⁾。

春原は、高度成長期がスタートした昭和30年（1955年）代を新聞の発展期を位置付け、「技術革新によって新聞製作工程が一変した」と指摘している。新聞の黎明期から使用されていた植字による手作業の活版工程は、漢テレ、モノタイプを連動させることで機械化が一気に進んだ。さらに、昭和40年（1965年）代に入ると新聞各社は、コンピューター化に取り組んだ。第二次オイルショックが勃発した1978年には、日本経済新聞が電算写植システムに全面移管するなど最新技術を導入した新聞製作の効率化が広がっていったのである。

一方で、1973年の第一次オイルショックを受け、翌年の1974年には新聞購読料を、過去最高水準となる50%も引き上げた。用紙代や賃金の大幅な上昇を吸収するために大幅な値上げに追い込まれた格好だ。こうした中で、全国規模で販売競争が激化、地方印刷が広がると同時に、「景品や値引きなどの非合法手段で購読者を誘引しようとする不正常的動きが大都市を中心に、全国に拡がり、新聞経営を圧迫することになった」という¹⁰⁾。

新聞は高度成長を追い風にしながら、技術革新や拡販競争でオイルショックの波を乗り切り、部数を拡大、国民への浸透度を大幅に高めていったのである。

3 調査方法

高度成長を経た「昭和40年（1965年）不況」から1978年の第二次オイルショックまでで報道上、注目を浴びた大型倒産、五例を分析の対象とした¹¹⁾。具体的には1965年の山陽特殊鋼業、1974年の阪本紡績、1975年の興人、1976年の東洋バルブ、1978年の永大産業で処理スキームはいずれも会社更生法の申請である。分析対象としたマス・メディアは日本経済新聞、読売新聞、朝日新聞の三紙である。記事は各社のデータベース、縮刷版から採取した¹²⁾。会社更生法を申請した当日の動きを報じた「本記」のみを分析の対象とし、「サイド記事」や「社説」などは対象から外した。

記事中のキーワード、キーセンテンスの分類はバブル崩壊期を分析対象とした第四章を踏襲した。具体的にはⅠ「企業の信用を維持、強化する」（「更生会社として再建することになった」など）、Ⅱ「企業の信用をやや後退させる」（「経営が行き詰まった」など）、Ⅲ「企業の信用を決定的に既存する」（「戦後最大の倒産」など）の三つの系統に分類した。各キーワードの一覧をリストにしたのが表1である。分析対象とした企業別に、3つの新聞のⅠ、Ⅱ、Ⅲそれぞれの使用回数を合計して、まとめたのが表2である。

表1 キーワード、キーセンテンスの一覧

① 山陽特殊鋼業（1965年3月6日夕刊）

日本経済新聞

I

- II かねて特殊鋼業界の不振から経営難におちいていた
取引銀行、商社に大きな打撃を与えるとみられる
資金回収難などが重なり行き詰まりが表面化した
同社の行き詰まりは国際的にも波紋を投げかける

III 山陽鋼が倒れた

計 I 0、II 4、III 1

読売新聞

- I 工場の操業をつづけたままで会社再建の具体策を協議する
協調融資団をつくり、会社再建融資と連鎖反応の防止に協力する

II

III 戦後最大の倒産である

計 I 2、II 0、III 1

朝日新聞

- I 更生会社として再建することになった
- II 設備投資の行き過ぎに最近の特殊鋼の市況不振が重なって経営危機に陥ったもの。
金融不安説が流れ、株価は暴落していた
再建案を検討していたが、結局まとまらず
同社の行き詰まりによる連鎖反応が心配される

III 戦後最大の倒産

計 I 1、II 4、III 1

② 阪本紡績（1974年9月18日夕刊）

日経新聞

I

- II 経営が行き詰まった
韓国子会社への投資資金負担が重荷に
繊維不況で低迷が続いた
ボウリング事業が不成功に終わった

III 戦後最大規模の倒産

I 0、II 4、III 1

読売新聞

I

II 経営が悪化したのは繊維業界の不況による売り上げの減少、在庫増や不動産部門の不振

工場の全焼で再建がはかどらず
急速に経営を圧迫した

III 事実上倒産した

I 0、II 3、III 1

朝日新聞

I 従業員を解雇しなくても会社の再建は可能

II 信用不安などの形で経営危機が波及することも心配されている
経営が行き詰まった原因は、深刻な繊維不況による売れ行き不振に陥った
過大投資で資金繰りが悪化した
売り上げが減少し在庫が増えた
宅地開発の売り上げが停滞した
海外投資による運転資金の圧迫

III 繊維業界としては戦後最大の倒産
倒産の原因

計 I 1、II 6、III 2

③ 興人（1975年8月28日夕刊）

日経新聞

I 再建に乗り出せると同社ではみている

II 「更生の見込みの有無」について調査を進めるが（中略）詳しい調査を行うことも予想される

III 戦後最大の倒産

I 1、II 1、III 1

読売新聞

I

II 奔走の疲労をかくし切れない様子

III 連鎖倒産

計 I 0、II 1、III 1

朝日新聞

- I 再建への第一歩を踏み出すことになる
- II 不動産への過大な投資と（中略）売り上げ不振が重なり
不渡り手形を出すことは避けられなくなった
- III 事実上倒産した
興人の倒産による連鎖反応が広がり始めた
倒産に追い込まれたもので
興人の倒産で売掛金の回収が不可能になり
興人の倒産による直接的な影響
連鎖倒産を招く
連鎖倒産となった興人化成

計 I 1、II 2、III 7

④ 東洋バルヴ（1976年11月25日夕刊

日経新聞

- I
- II 繊維業界の長期不況
大規模バルヴ工場が遊休化するなど不況の長期化による業績不振が尾を引いた
負債総額320億円は今年最大
中級品種の量産路線を目指したことが裏目に出たとみられる
資産売却も限界にきたため

III

I 0、II 5、III 0

読売新聞

- I
- II 設備投資が伸び悩んだのが原因
産業界の設備投資低迷の影響をモロに受けて営業不振に陥り
自社の設備投資の過大と金利負担増によって経営不振に追い込まれた
一部キャンセルで在庫が増加
- III 事実上、倒産した
最大の倒産
景気中だるみの影響も倒産へ拍車をかけた

I 0、II 4、III 3

朝日新聞

- I
- II 注文が大幅に減り、経営不振に陥っていた
金利負担の重荷にあえいでいた
在庫が増加したことも経営不振に拍車をかけたといわれている
結局、資金繰りがつかず今回の事態になったらしい
「設備投資不況」の影響をモロに受けたもの
- III 事実上、倒産した
ことし最大の倒産である
この倒産により

I 0、II 5、III 3

⑤ 永大産業（1978年2月20日）

日経新聞

- I
- II 経営危機に陥っていた
信用不安のうわさが広がる中、再建のメドもつかず
株価が暴落、信用不安が極度に高まっており（中略）、大和銀行案に難色を示した
- III 事実上倒産し
戦後最大の倒産である
大型倒産が景気回復に水を差す心配があり
戦後最大級の永大産業倒産が及ぼす影響は大きい

I 0、II 3、III 4

読売新聞

- I
- II 経営悪化が伝えられていた
- III 事実上、倒産した
史上空前の「倒産」となる
政府は二十日、永大産業が事実上、倒産したことに対し
この大手メーカーの事実上の倒産によって

I 0、II 1、III 4

朝日新聞

- I 更生という新たな再建を目指すことになる
- II その経営について不安なウワサが絶えなかった会社
再建案を検討してきたが先行きの見込みが立たなかった
永大産業の経営危機は（中略）黒字経営に転換する見通しをつけることができかった

永大産業の先行きの暗さ

再建は思うようにはかどらず（中略）債務超過が避けられない事態になっていた

取引先の中小企業は大きな打撃を受けることになった

Ⅲ ついに倒産した

大型倒産が現実のものとなった

連鎖倒産の防止

永大倒産の波紋は、各方面に急速に広がりそうである

倒産した

戦後最大級の倒産である

同社の倒産は

I 1、II 6、III 7

表2 高度成長期の会社更生法の申請

	I	II	III
山陽特殊鋼業	3	8	3
阪本紡績	1	1 3	4
興人	2	4	9
東洋バルヴ	0	1 4	1 0
永大産業	1	1 0	1 5

表3 使用頻度の差の検定

▽ 信用を維持、向上させる言葉、表現をめぐる分析

F-検定: 2 標本を使った分散の検定		
	変数 1	変数 2
平均	1.4	8.166666667
分散	1.3	28.566666667

観測数	5	6
自由度	4	5
観測された分散比	0.045507585	
P(F<=f) 片側	0.005210032	
F 境界値 片側	0.159845104	

t-検定: 分散が等しくないと仮定した2標本による検定		
	変数 1	変数 2
平均	1.4	8.166666667
分散	1.3	28.56666667
観測数	5	6
仮説平均との差異	0	
自由度	6	
t	-3.01977696	
P(T<=t) 片側	0.011701916	
t 境界値 片側	1.943180281	
P(T<=t) 両側	0.023403832	
t 境界値 両側	2.446911851	

▽II 信用をやや後退させる言葉、表現をめぐる分析

F-検定: 2 標本を使った分散の検定		
	変数 1	変数 2
平均	9.8	5.5
分散	16.2	11.5
観測数	5	6

自由度	4	5
観測された分散比	1.408695652	
P(F<=f) 片側	0.352333446	
F 境界値 片側	5.192167773	

t-検定: 等分散を仮定した 2 標本による検定		
	変数 1	変数 2
平均	9.8	5.5
分散	16.2	11.5
観測数	5	6
プールされた分散	13.58888889	
仮説平均との差異	0	
自由度	9	
t	1.926374703	
P(T<=t) 片側	0.043085907	
t 境界値 片側	1.833112933	
P(T<=t) 両側	0.086171813	
t 境界値 両側	2.262157163	

▽Ⅲ 信用を決定的に毀損する言葉、表現をめぐる分析

F-検定: 2 標本を使った分散の検定		
	変数 1	変数 2
平均	8.2	10.16666667
分散	23.7	25.36666667
観測数	5	6
自由度	4	5
観測された分散比	0.934296978	
P(F<=f) 片側	0.48734363	
F 境界値 片側	0.159845104	

t-検定: 等分散を仮定した 2 標本による検定		
	変数 1	変数 2

平均	8.2	10.16666667
分散	23.7	25.36666667
観測数	5	6
プールされた分散	24.62592593	
仮説平均との差異	0	
自由度	9	
t	-0.654483583	
P(T<=t) 片側	0.264584392	
t 境界値 片側	1.833112933	
P(T<=t) 両側	0.529168784	
t 境界値 両側	2.262157163	

5 調査結果

「高度成長期・オイルショック期」のⅠ、Ⅱ、Ⅲそれぞれのキーワード、キーセンテンスの使用頻度が「バブル崩壊期」の会社更生法の使用頻度との間で違いがあるのか、ないのかを検証した。具体的には、それぞれの時期ごとにⅠ、Ⅱ、Ⅲの使用回数を合計、一元配置分散分析を活用して、使用頻度に差があるかどうかの検証を試みた。まず、F検定を実施し、二つの時期に優位差があるのかを調査、等分散、不当分散を検証、それぞれに対応したt検定を実施、二つの時期の平均値の有意差を検証した。有意水準は5%に設定、データと検定結果の数値は表3にまとめた¹³⁾。

まず、会社更生法申請時のマス・メディアについてⅠ「企業の信用を維持、強化する」言葉、表現について高度成長期・オイルショック期とバブル崩壊期で、使用頻度に有意差があるかどうかを検証した。

まず有意差を調べるためF検定を実施した。

(1) P値は「0.005210032」は5%の棄却域より小さい。

二つの時期の分散には有意差があると判断できる。

そこで、不当分散の時のt検定を実施した。

(1) P値は「0.023403832」は5%の棄却域より小さい。

(2) t境界値・両側の「2.446911851」はt値「|-3.01977696|」より小さい

よって二つの時期の「企業の信用を維持、強化する」キーワード、キーセンテンスの平均値の使用頻度に有意差があると判断できた。

Ⅱ「企業の信用をやや後退させる」言葉や表現について高度成長期・オイルショック期とバブル崩壊期で、使用頻度に差があるかどうかを検証した。

まずF検定を実施。

(1) P値「0.352333446」は5%の棄却域より大きい
二つの時期の分散には有意差がないと判断できる。

そこで、等分散の際のt検定を実施した。

- (1) P値は「0.086171813」で5%の棄却域より大きい
(2) t境界値・両側「2.262157163」はt値「|1.926374703|」より大きい

よってよって二つの時期の「企業の信用をやや後退させる」キーワード、キーセンテンスについて平均値の使用頻度に有意差がないと判断できた。

Ⅲ「企業の信用を決定的に毀損する言葉や表現」について高度成長期・オイルショック期とバブル崩壊期で、使用頻度に差があるかどうかを検証した。

まず、F検定を実施した。

(1) P値「0.48734363」は5%の棄却域より大きい
二つの時期の分散には有意差がないと判断できる。

そこで、等分散の際のt検定を実施した。

- (1) P値は「0.529168784」は5%の棄却域より大きい
(2) 「t境界値・両側の「2.262157163」はt値は|-0.654483583|より大きい

よって二つの時期の「企業の信用を決定的に毀損する」キーワード、キーセンテンスの平均値の使用頻度に有意差がないと判断できる。

I、II、IIIの検定結果を通じて、高度成長・オイルショック期とバブル崩壊期の二つの時期の会社更生法申請についての新聞報道は、IIの「企業の信用をやや後退させる」、IIIの「企業の信用を決定的に毀損する言葉や表現」については使用頻度について優位な差が検出できなかったが、Iの「企業の信用を維持、強化する言葉や表現」の使用頻度については、差があることが検証された。

高度成長期・オイルショック期の会社更生法の申請では、Iの企業の信用を維持、強化する表現が使用されているケースが非常に限定的だ。具体的には永大産業で「更生という新たな再建を目指すことになる」(朝日新聞1978年2月20日朝刊)など7例に限られる。それも具体的に維持される事業などに言及されることは少なく、会社更生法の申請が、「大企業の倒産」という事件として報じられている側面が大きい。永大産業のケースでも「史上空前の“倒産”」(読売新聞)、「戦後最大の倒産」(日経新聞)のような表現が繰り返し使用され、企業価値への配慮より、ニュースのインパクトを読者に伝える記事表現になっている点が特徴だ。

昭和40年不況期やオイルショック期は、倒産件数は増えているものの、大企業の倒産は例外的な事件で、大手企業は安泰で終身雇用が事実上、保障されているという暗黙のコンセンサスがあった時代である。そうした中での会社更生法の申請は、ショッキングな事

件として読者に伝えられたとみてようさそうだ。

一方で、バブル崩壊期ではライフの会社更生法申請で「メインバンクの長銀が資金繰りを支援する」「カード会員は今後もカードの使用が可能」（いずれも日本経済新聞5月19日付朝刊）など、会社の事業継続をしっかりと伝え、信用不安の拡大を防ぐことに記事の表現ぶりでも配慮していることが特徴だ。会社更生法は、そもそも経営者や株主の責任を明確にした上で債務を大幅にカット、事業を再建させるための法律である。日本経済がバブル崩壊で苦境に陥り、大企業の会社更生法の申請が決して珍しくなくなった中で、会社更生法が、事業再建の仕組みの一つとして記事中で位置付けられているのが分かる。

6 おわりに

日本経済は1955年に、3C（カー、カラーテレビ、クーラー）を軸とした強力な需要、農業からの労働者の流入に支えられ、年率10%近い水準で成長を続ける高度成長期に入った。その後、1965年の昭和40年不況、二度のオイルショックに見舞われ、企業倒産も急増、産業の構造転換を迫れた。しかし、これらの不況は踊り場的な性格が強く、高度成長によって醸成された「会社の不倒神話」は強固に生きていた。欧米企業へのキャッチアップを目指したビジネスモデルは、成長期の日本企業に、安定した企業経営と事業の拡大をもたらした。大企業の従業員には、成長の配当として多くのポストと終身雇用が事実上、約束されていた格好である。こうした中で大企業の会社更生法申請は、例外的な経営の失敗と位置付けられ、強い社会的な避難が浴びせられた。新聞報道では、会社更生法申請は、企業の再建を目指した動きである点にスポットが当てられず、企業倒産の悲劇というショッキングなニュースとして取り上げられたのである。

バブル崩壊期の会社更生法申請の記事と比べ、企業の信用の維持、向上につながる言葉や表現の使用頻度が有意に少なかったのは、こうした背景があったとみられる。

さらに、この時期は、新聞の部数も拡大、ニュースが各家庭に急速に浸透していったタイミングと重なる。一般大衆を意識とした記事作成が進む中で、「大企業の倒産」は、悲惨さを帯びた格好の「事件」して記事化されたこともうかがえる。

- 1) 1971年度の経済白書は設備投資の急拡大を「投資が投資を呼ぶ」、1960年度の経済白書は、3Cの普及による消費生活面への近代化の波及を「消費革命」と表現した。経済企画庁編(1979)、pp.9~12
- 2) 中村隆英(1986)、pp.268~269
- 3) 東京商工「全国企業倒産状況」1952年(昭和27年)～
- 4) 小嶋(2003)、p.172
- 5) 経済企画庁編(1979)、p.23
- 6) 中村隆英(1986)、p.307
- 7) 小嶋(2003)、p.180
- 8) 日本新聞協会(1979)、p.450
- 9) 春原昭彦(2003)、p.259
- 10) 日本新聞協会(1979)、p.45

1 1) 永大産業の会社更生法の申請を掲載した1978年2月20日の朝日新聞・夕刊の併用表「戦後の大型倒産」を参考にした。

1 2) 読売新聞はヨミダス歴史館、朝日新聞は聞蔵Ⅱ、日経新聞は縮刷版から記事を採用した。

1 3) 「Excel 2010」のデータ分析ツールでF検定、t検定を実施した。

参考文献

[1]経済企画庁編(1997)『戦後日本経済の軌跡 経済企画庁50年史』、大蔵省印刷局

[2]小嶋康生(2003)「戦後産業循環と企業倒産」、大阪市立大学『季刊経済研究』、第25巻

[3]東京商工リサーチ『企業倒産状況』

[online]<http://www.tsr-net.co.jp/news/status/process/> (2013年7月8日閲覧)

[4]中村隆英(1986)『昭和経済史』、岩波書店

[5]日本新聞協会(1979)『日本新聞年鑑』、日本新聞協会

[6]春原昭彦(2003)「日本新聞通史」新泉社

第4章：バブル崩壊期の経営危機

～私的整理と法的整理の差異～

要旨

本論文は、マスメディアが企業のマネジメントの失敗である経営危機を、どのように報じたのかを調査した。経営危機の報道は、企業の信用に大きな影響を与え、企業の経営を揺るがしかねない。一元配置分散分析などの検証の結果、債権放棄などの私的整理の場合は、「再建、支援」など企業再生がイメージされる言葉が多く使われていることが分かった。一方、民事再生法、会社更生法などの法的整理の場合は「倒産、破たん」など企業の信用を決定的に毀損する言葉が多用される傾向が浮き彫りになった。法的整理と私的整理は、企業再生という目的は同じで、借金の棒引きで経済のルールを逸脱してマネジメントの失敗が明確になった点でも共通しているが、裁判所の機能を活用するかどうかの違いで、報道のされ方が全く違うことが判明した。

1、はじめに

本論文は、マス・メディアが、マネジメントの失敗などが引き起こす経営危機を報じる記事の中で使った「経営破たん」「倒産」「再建」「金融支援」など、読者に強い印象を与えるキーワードの使用頻度を調査することで、企業の経営危機をどう報じたのかを分析することを目的とする。

バブルの崩壊で、不動産を担保に過剰な借り入れをして無謀な拡大経営を続けた大企業の屋台骨が次々に揺らぎ経営管理上の課題やマネジメントの失敗が次々に明らかになった。日本経済は金融システム不安に直面、報道でも大手企業の経営危機が一段と大きなニュース価値を持つようになった。経済報道が経済実態に与える効果を検証した駒橋の指摘を踏まえれば、マネジメントの失敗などが招いた経営危機を扱う報道は、企業の信用に決定的な打撃を与えかねない。

M・E・マコームズとD・L・ショウは1972年にマス・メディアの議題設定機能(the agenda-setting function)を提示した¹。マス・メディアが特定の争点や人物を議題(=問題)として大きく、繰り返し取り上げると、受け手の側でもそうした問題を重要なものと認知し、他の問題よりも優先順位が高いと考えるようになるという。マス・メディアは「何を考えるか(what to think)」ということだけではなく「何について考えるか(what to think about)」に影響を与えるというわけである。

トバスキーとカーネマンは1981年にフレーミング効果(framing effects)の存在を指摘している²。同じ事実を伝える場合でも、それを表現する際の焦点の当て方が、ネガティブかポジティブかによって、受け取る側の受け止め方は、まったく違ったものになり、意思決定にも影響を与えるという。会社更生法の申請という事実も、「倒産した」と報じるのか、「再建に向けて動き出した」と報じるのかによって読者に与える印象は全く違い、消費行動にも影響を与えかねない。

例えば、牛井で有名な吉野家は1980年に会社更生法を申請、「倒産」に追い込まれた。

「牛どんチェーンの吉野家は15日午前9時半、東京地裁に会社更生法の適用を申請、事実上倒産した。負債総額は約120億円、外食産業としては最大規模の倒産である」(日本経済新聞 1980年7月15日 夕刊)

身近な存在の牛井チェーン店の「倒産」は、大きな話題となり、こうした報道を直接、読んだことや、こうした報道に接した家族や友人とのコミュニケーションの中で、多くの人が吉野家の「倒産」を重要な問題と認知したはずである。「倒産」という表現から「吉野屋は商売をやめたはずだ」と誤解して「吉野屋」で牛井を食べることをためらった消費者も多かったのではないか。当時の筆者は、なぜ吉野家が営業を続けているのか、不思議だったことを鮮明に記憶している。会社更生法は経営難に陥った企業を再建するための法律で、事業の継続が前提となっている。

しかし報道では日経新聞・夕刊で「事実上倒産」「外食産業としては最大規模の倒産」といった表現が使われているように「倒産」「破たん」などの言葉が頻繁に使われるため事業が継続できない印象を読者に与えかねない。「吉野家が商売をやめたはずだ」と勘違いした背景には、会社更生法を、会社を清算する特別清算や破産などと混同、誤解したことが原因だったのである³。すると、こうした企業の信用に大きな影響を与える記事のフレーミングを構成する「倒産」「破たん」などのワーディング(wording=言い回し)が、どのような要件で使用される傾向が強いのかが、重要な意味を持つてくる。

そこで本論文では、債権放棄などの私的整理なのか、会社更生法、民事再生法などの法的整理なのか重要な分岐点となり、私的整理を伝える記事では経営再建を連想させる前向きな印象を与えるフレーミングが、法的整理では事業の清算を連想させ、企業の信用に打撃を与えるフレーミングが採用される傾向が強い、との仮説の検証を試みた。具体的には①債権放棄の要請②民事再生法の申請③会社更生法の申請④破産法の申し立て—という「倒産」をイメージさせる経営危機を、マス・メディアが、どう報じたのかを「キーワード」の使用頻度を調査することで、数量的な内容分析を進めた。多くの大企業が経営危機に直面する未曾有の倒産ラッシュをどう報じるのかはマス・メディアにとっても初体験であり、大きな試練だったのである⁴。豊富に事例が蓄積された現在だからこそ、これまで先行した研究事例のない「倒産」を軸とした経済危機報道の内容分析を試みる意義が大きいと考えた。

2 企業信用

2-1 企業活動と信用

経済活動は企業の「信用」に基づいて繰り広げられている。信用が崩れれば企業は、銀行から資金を引き揚げられる。商品も納入できず、顧客から見放され、株価は急落する。マス・メディアの報道が、こうした企業の「信用」の維持や棄損に、影響を持っていることは、否定できないだろう。

駒橋は、経済報道が経済実態に与える効果を「ゆらぎ現象の増幅効果」(駒橋、2004、79-82頁)と位置付けた。マス・メディアは非視覚的で複雑な経済事象をまるで実況中継するかのように、こと細かく報道、衆人環視の状況を作り上げている。一方の企業側も情報をマス・メディアに発表したり、リークしたりすることで行動方針を示し、市場ゲームを有利に進行する効果を生じさせているのである。経済事象は、複雑で善悪や企業価値が向上するかどうかなどの判断が難しい情報が多いため、ニュース報道が社会的な議題設定の指標となり、新聞やテレビの報道内容は口頭コミュニケーションによって増殖し、組織内外の世論を形成している、と考察している。

報道は、企業の信用を醸成する情報の一つとなり「ゆらぎ現象による増幅効果」を伴いな

がら、市場の相場形成や、消費者の購買行動、他の企業との取引関係にも大きなインパクトを与える。中でも「倒産」とのレッテルを貼られかねない債権放棄の要請や民事再生法、会社更生法の申請などは、企業の信用に最も強い影響を与える情報の一つであろう。

2-2 倒産とは何か

東京商工リサーチは倒産を「常識的には債務者の決定的な経済的破たんを倒産という」と定義している。弁済する必要のある債務＝借金を弁済することができなくなり、経済活動をそのまま続けることが不可能になった状況だとしている⁵。この定義に従えば会社更生法の申請など「法的整理」も債権放棄などの「私的整理」も「倒産」になる。東京商工リサーチは倒産を具体的に①銀行取引停止処分②会社更生法の申請③民事再生法の申請④会社整理⑤破産法の申請⑥特別清算の申請⑦その他（債権放棄などの私的整理）の七つのケースに分類している。

しかし中小企業倒産防止共済法の第二条では「破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始または特別清算開始の申し立てがされること。…」と「倒産」を位置づけている。同法では私的整理は「倒産」とは分類していない。

一方、共同通信（経済取材ハンドブック 二〇〇〇年版、「倒産取材」）は、「倒産」と報じられたことで経営悪化が加速することも考えられるため記事では「倒産」の表現はできるだけ使わない、とルール化している。「更正法の申請を適用」「二度目の不渡り」など事実即して表現し、破たんの事実が明白な場合も「事実上の倒産」とし、取材で確認できて記事を出稿する場合も「〇〇が倒産へ」との表現は避け、「〇〇が重大な経営危機に陥った」などと工夫するとし、その理由を報道が事態を加速させ、後に損害賠償請求されることもあるからだ、としている。この基準によれば、法的整理でも、できるだけ「倒産」との表記は使用しないことになる。

広辞苑（第五版）は『財産を使いつくすこと。特に、企業が不渡手形などを出して銀行取引の停止処分を受け、事業が継続できなくなること。「会社がーする』』としている。広辞苑の線引きは事業の継続の有無を基準としおり、清算型の処理を「倒産」と位置づけている。これに従えば「倒産」と表記されるのは、東京商工リサーチの基準では①の銀行取引停止処分、⑤の破産法と⑥の特別清算だけになる。

「倒産」の定義が専門企業やマス・メディア、辞書の間で、大きな違いがあり明確さを欠いていることが分かる。「倒産」という言葉のマス・メディアでの特殊な使用慣行、いわばジャーゴンと読者の認識に大きな開きがあることによって経営危機報道が、企業の信用に大きな打撃を与えている可能性に留意しておく必要がある。

2-3 債権放棄と会社更生法、民事再生法の特徴

藤原は私的整理、法的整理などの企業再生システムとは、バブル期に抱えた不良資産、過剰債務を圧縮する手段である（藤原、2005、31頁）と、総括している。不動産や株式の値上がり益を当て込んで無謀な投資や事業展開を進めた企業のバランスシート（BS）は、バブル経済の崩壊で極度に悪化した。こうした重荷を下ろすことで、企業が持っている技術力や労働力を生かして再生を目指すための手法が、債権放棄、民事再生法、会社更生だ。ただBSを改善するためには銀行、取引先、株主、経営者や従業員など利害関係者が損失を被ることになる。こうした損失の利害調整を、裁判所の機能を使って進めるのが会社更生法、民事再生法で、利害関係者が民間同士で調整するのが債権放棄などの私的整

理である。法的整理は、権利の調整方法が厳格に定められているため公正性、透明性を確保できる。私的整理は柔軟な調整が進められる利点がある。

藤原は、私的整理の最大のメリットは、企業の信用を維持することにより、法的整理の場合よりも企業価値の劣化が少なく済む点である（藤原、2005、56、57頁）としている。具体的には、法的整理の場合、取引先（仕入先）が弁済禁止・債権カットの対象になるため、企業は取引先から信用を失い、事業価値の毀損の程度は大きくなる。また法的整理には「倒産」というマイナスイメージが付きまとうため、再生の足かせになる、という。「倒産」というレッテルを、消費者や取引先などに広げるのは、マス・メディアであることは留意しておく必要がある。

こうした中で私的整理である債権放棄が急増している。帝国データバンクの集計では、1990年、91年のバブル経済末期には0件だった債権放棄は98年には50件を超え、2000年には140件に達し、2004年には253件に急増した⁷。ただ青木建設や佐藤工業のように巨額の債権放棄を実施した数年後に法的整理に転落するケースやアプラス、大京、藤和不動産、ダイエーのように債権放棄を二度、三度と繰り返すケースも出ている。

3. 調査方法

3-1 対象データの採取

2000年1月1日から2004年12月31日までの間にニュースとなった大企業による「債権放棄の要請」「民事再生法の申請」「会社更生法の申請」「破産法の申請」を対象として、数量的な内容分析を試みた。2000年に起点を置いたのは、企業の倒産件数が1万8769件と過去最高水準に達し、負債総額が過去最高の23兆8850億円（東京商工リサーチ・全国企業倒産状況）となり、企業倒産がピークとなった結果、マス・メディアでも大きく報道されるケースが多かったためである。さらに倒産法制の主役を担う民事再生法が2000年4月に施行されている。倒産件数が1万5千件を超え、負債総額が10兆円を超える倒産ラッシュは2003年まで4年間続いた（東京商工リサーチ・全国企業倒産状況）。

大型のニュースとなったケースを分析対象とするため債権放棄については要請額が1千億円以上、民事再生法、会社更生法は負債総額が2千億円以上、破産法は500億円以上で、いずれも上場企業の場合を対象にした。その結果、債権放棄は7件、民事再生法は7件、会社更生法は6件、破産法は2件が対象となった。

分析対象としたマス・メディアは共同通信、朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞の五社である。記事は各社のデータベースから採取した8。基本的な事実関係を報じる「本記」のみを対象とし、「用語解説」記事などは対象から除外した。「社説」については別途、事例的な分析を試みた。

3-2 記事中のキーワードの選定

記事中でキーワードとなる言葉や表現はⅠ「企業の信用を維持、強化する」（「金融支援」、「経営の建て直し」など）、Ⅱ「企業の信用をやや後退させる」（「再建の前途は多難」など）、Ⅲ「企業の信用を決定的に毀損する」（「倒産」「破たん」「自力再建断念」など）の三つの系統に分類した。各キーワードの一覧をリストにしたのが表1である。

Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに分類される言葉の直後に打ち消す表現が使用されている場合などは、文脈

で、分類を判定した。例えば「大型破たんは当面、回避される」といったⅢに分類される言葉の直後にそれを否定する表現がある場合は、Ⅲには分類していない。過去の経緯の説明など背景を説明している中でⅠ、Ⅱ、Ⅲの分類に含まれる言葉や表現が使用されているケースは集計から除外した。記事で伝えようとしている新しい事実ではないため、読者に伝わるインパクトが低いと判断したためである。また記事全体で伝えようとしている内容と逆の文脈となっている場合も多いためである9。

債権放棄、民事再生法、会社更生法、破産法の4つケースごとに、企業別に、五メディアのⅠ、Ⅱ、Ⅲそれぞれ使用回数を合計して、まとめたのが表2である。

表Ⅰ 経営危機報道のキーワード一覧

Ⅰ 企業の信用を維持、強化する言葉、表現

経営再建計画	経営建て直し	土木部門を強化	再建支援	経営再建中
健全経営を目指す再建計画案	再建計画	大型破たんは当面回避	業務支援	
土木事業に経営資源を傾注	新経営革新計画			
土木部門の比重を大きくする新経営革新計画				
再建問題は法的整理を回避する形で決着	再建5カ年計画			
債務超過状態の解消	資本増強新たな中期経営計画			
財務体質の健全化経営再建中	建築分野に経営資源を集中し再建			
経営改革・新中期計画				
高層マンションなどに経営資源を特化	経営再建計画	財務体質の改善		
事業体制の強化	債務超過を解消	新三カ年計画	金融支援	財務体質が改善
官民一体となった支援態勢支援を要請				
主力行と政府の支援を受けて再建を目指すモデルとなる	3行の支援			
再建計画の透明性高める				
再建問題は、ひとまず決着	三行の支援額	新再建計画		
自己資本を増強することで、財務体質を一気に改善	巨額金融支援			
早期再建	マンション分譲へ事業集中	支援要請に応じる	追加金融支援策	
企業再建	満額回答	再建として最大規模		
トヨタ傘下で生き残りを図る				
トヨタ自動車グループの傘下に入って信用力を補完、再建を進める				
再生法に基づいて再建を目指すのは	再建計画を策定	再生を目指す		
再建を目指す	再建型	基本的に営業は継続する	営業を継続する方針	
店舗営業を続ける意向	法的手段に基づいた再生	営業は. . . 継続する		
裁判所の管理下で再建を目指す	早期の再建が可能			
ホテル事業を軸にした再生を目指す	支援企業を探し、再建計画を策定する			
スポンサー支援のもとに再生を図る				
営業は続けながら法的枠組みの中で、新たな支援先企業を探す				
営業は通常通り続ける	UFJ銀行による支援策			
経営資源を特化して生き残りを図る				
得意の土木分野を中心に再建を図りたい意向	営業は同日以降も通常通り続ける			

営業は継続し、支援企業を探し更生をはかりたい
保全管理人のもとで経営再建を目指す
カードは使用でき…支払いを継続する　クレジットカードはこれまで通り使える
会社更生法による再建
合併予定の…が契約や事業を引継ぎ、…契約者への影響を最小限にする
保険金支払いは…全額保護される　自賠責保険と…全額保護される
事業の大幅整理をし、再建を目指す　企業再建のメドが…候補探しに着手する
再建のスポンサーとして…十社以上から打診がある
スポンサー候補は…手が挙がっている　支援企業を選ぶ

II 企業の信用をやや後退させる言葉、表現

再建の前途は多難　激しいパイの争奪戦に巻き込まれるのは必至だ
本業の収益力向上が課題　本業の早期回復できるかどうかの瀬戸際
経営再建の先行きは楽観できない　財務内容は健全とは言えず　本格再建に課題
経営環境は厳しさを増している　一段のリストラが不可欠　経営が行き詰まった
金融機関の同意が得られなかった　上場廃止　再建計画は白紙に
深刻な経営不振に陥り　経営が悪化し　再建経過が遅れ　金融支援の打ち切り
経営不振が続いてた
巨額投資が重荷となり、消費不振による売り上げ低迷が追い売りをかけた
取引銀行も支援を打ち切った　経営不振に陥っていた
再建計画の支援継続を断念　金融機関も支援継続は難しい
計画の達成が困難になった　近鉄も支援打ち切りを決めた　計画の達成が困難になっ
た
近鉄も支援を強めることが出来なかった　近鉄は…大日本を支えきれなかった
近鉄などから追加支援を打ち切られた　近鉄や主力取引銀行も追加支援を打ち切り
再建計画を策定したが、達成の見通しが立たなくなった
経営難に陥っていた　経営不振が続いていた　売り上げ不振も加わり
資金繰りが悪化した　債務超過に陥った　損保会社の経営への悪影響が顕在化
債務超過に陥ることが確実　貯蓄性商品は減額される可能性　資金繰りに行き詰まっ
た
連結債務超過に転落　十分な資金を確保できなかった
債務超過および支払い不能の恐れがある　実質的に債務超過

III 企業の信用を決定的に毀損する言葉、表現

自主再建断念　経営破たんした経緯　スーパーの倒産　事実上倒産した
流通業界の倒産　自力再建は困難　過去最大の破たん　倒産した
事業の継続が困難となって自力再建を断念した
自力での事業継続を断念　今年最大の大型倒産　不況型倒産　破産宣告した
自己破産を申請し、倒産した　全員解雇　破産宣告を受け、倒産した

従業員1210人は解雇
 新しい倒産法制 二倒産法制の枠組みの中で
 金繰りも困難となり、破たん追い込まれた

表2 ◎経営危機報道におけるキーワードの使用頻度
 債権放棄の要請

	I	II	III
熊谷組	2 3	3	0
三井建設	2 0	0	0
ダイエー	3 5	2	0
大京	3 3	5	0
藤和不	6	0	0
西武百	3 3	4	0
トーメン	3 5	0	0

民事再生法の申請

	I	II	III
日貿信	1 2	3	8
そごう	1 4	3	1 2
マイカル	1 0	7	1 7
青木建設	9	1	1 2
寿屋	4	2	1 2
大日本	3	6	7
森本組	6	2	5

会社更生法の申請

	I	II	III
長崎屋	1 0	6	1 3
ライフ	1 1	4	1 0
大成火災	1 5	1 2	1 6
新潟鐵工所	0	3	1 1
佐藤工業	9	3	1 0
ファーストクレ	4	5	1

破産

	I	II	III
日本加工製紙	0	2	1 4
環境建設	0	1	9

編注① 数字は記事中のキーワードの使用回数

Iは企業の信用を維持、強化するキーワードや表現

IIは企業の信用をやや後退させるキーワードや表現

IIIは企業の信用を決定的に毀損

表 3

◎経営危機報道の一元配置分散分析

▽ I 信用を維持、向上させる言葉、表現をめぐる分析

分散分析：一元配置

概要

グループ	標本数	合計	平均	分散
債権放棄	7	185	26.42857	117.2857143
民事再生	7	58	8.285714	16.9047619
会社更生	6	49	8.166667	28.56666667
破産	2	0	0	0

分散分析表

変動要因	変動	自由度	分散	観測された分散比	P-値	F 境界値
グループ間	1894.387	3	631.4625	11.9900951	0.000150483	3.159908
グループ内	947.9762	18	52.66534			
合計	2842.364	21				

▽ II 信用をやや後退させる言葉、表現をめぐる分析

分散分析：一元配置

概要

グループ	標本数	合計	平均	分散
債権放棄	7	14	2	4.333333333
民事再生	7	24	3.428571	4.952380952
会社更生	6	33	5.5	11.5
破産	2	3	1.5	0.5

分散分析表

変動要因	変動	自由度	分散	観測された分散比	P-値	F 境界値
------	----	-----	----	----------	-----	-------

グループ間	47.37662	3	15.79221	2.499771585	0.092293	3.159908
グループ内	113.7143	18	6.31746			
合計	161.0909	21				

▽Ⅲ 信用を決定的に毀損する言葉、表現をめぐる分析

分散分析：一元配置

概要

グループ	標本数	合計	平均	分散
債権放棄	7	0	0	0
民事再生	7	73	10.42857	16.28571429
会社更生	6	61	10.16667	25.36666667
破産	2	23	11.5	12.5

分散分析表

変動要因	変動	自由度	分散	観測された分散比	P-値	F 境界値
グループ間	525.5433	3	175.1811	13.30222068	8.10181E-05	3.159908
グループ内	237.0476	18	13.16931			
合計	762.5909	21				

編注) 「Excel 2003」内のソフトを活用して算出した。データは表2で示した数値を入力した。

表4 経営危機報道の平均値の差異 (t検定) の結果

I の債権放棄の民事再生の差異①

	変数 1	変数 2
平均	26.42857	8.285714
分散	117.2857	16.90476
観測数	7	7
仮説平均との差異	0	
自由度	8	
t	4.143753	
P(T<=t) 片側	0.001618	
t 境界値 片側	1.859548	
P(T<=t) 両側	0.003237	
t 境界値 両側	2.306004	

Ⅲの債権放棄と民事再生の差異③

	変数 1	変数 2
平均	0	10.42857
分散	0	16.28571
観測数	7	7
仮説平均との差異	0	
自由度	6	
t	-6.837076425	
P(T<=t) 片側	0.000240531	
t 境界値 片側	1.943180274	
P(T<=t) 両側	0.000481063	
t 境界値 両側	2.446911846	

I の債権放棄と会社更生の差異②

	変数 1	変数 2
平均	26.42857	8.166667
分散	117.2857	28.56667
観測数	7	6
仮説平均との差異	0	
自由度	9	
t	3.93698	
P(T<=t) 片側	0.001711	
t 境界値 片側	1.833113	
P(T<=t) 両側	0.003422	
t 境界値 両側	2.262157	

Ⅲの債権放棄と民事再生の差異④

	変数 1	変数 2
平均	0	10.16667
分散	0	25.36667
観測数	7	6
仮説平均との差異	0	
自由度	5	
t	-4.944501452	
P(T<=t) 片側	0.002152658	
t 境界値 片側	2.015048372	
P(T<=t) 両側	0.004305315	
t 境界値 両側	2.570581835	

Ⅲの債権放棄と破産の差異⑤

	変数 1	変数 2
平均	0	10.16667
分散	0	25.36667
観測数	7	6
仮説平均との差異	0	
自由度	5	
t	-4.944501452	
P(T<=t) 片側	0.002152658	
t 境界値 片側	2.015048372	
P(T<=t) 両側	0.004305315	
t 境界値 両側	2.570581835	

「Excel 2003」のソフトを活用して算出した。データは表2で示した数値を入力した。t検定は、F検定の結果を反映して②は、分散が等しいと仮定した検定を、その他は、分散が等しくないと仮定した2標本による検定を実施した。

4 調査結果

4-1 全体の傾向

まず調査結果に基づいて、「はじめに」で提示した仮説の検証を試みた。それぞれのニュースごとに、共同通信、日経新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞の各メディアのⅠ、Ⅱ、Ⅲの使用回数を合計、一元配置分散分析を活用して、使用頻度に差があるかどうかの検証を試みた10。有意水準は5%に設定した。データと検定結果の数値は表4にまとめた。

Ⅰ「企業の信用を維持、強化する」では、帰無仮説は「債権放棄、民事再生法、会社更生

法、破産法という企業の経営危機の四つのパターンごとに、マス・メディアの報道で、企業の信用を維持、強化する言葉や表現の使用頻度に差がない」である。

- (1) P値「0・000150483」は5%の棄却域より十分に小さい
- (2) 観測された分散比「11・9900951」はF境界値「3・159908」を上回っている

帰無仮説は棄却され、四つのパターン間のいずれかでIの使用頻度に、差があることが検証された。

II「企業の信用をやや後退させる」では帰無仮説は「4つのパターンごとに、IIの使用頻度に差が無い」である。

- (1) P値「0・092293」は5%の棄却域より小さい。
- (2) 観測された分散比「2・49977185」はF境界値「3・159908」より大きくない

よって帰無仮説は棄却されない。

III「企業の信用を決定的に毀損する言葉や表現」では、帰無仮説は「四つのパターンのごとに、IIIの使用頻度に差がない」である。

- (1) P値「0・0000810181」は5%の棄却域と比較して十分に小さい
- (2) 観測された分散比「13・30222068」はF境界値「3・159908」を上回っている

帰無仮説は棄却された。

この検証結果によってI、IIIについては四つのパターン間のいずれかで使用頻度に差があることが立証された。

「金融支援」や「再建」といった企業の信用を維持、向上させる言葉や表現の使用と、「倒産」や「経営破たん」といった企業の信用を決定的に毀損する言葉や表現の使用については四つのパターン間のいずれかで、使用頻度に明確に差があることが判明した。

さらに四つのパターン間の平均値の差をt検定で、検証した。パターンごとの検定結果をまとめたのが表4である。

まずIIIの言葉、表現から検証すると、表4の③の債権放棄と民事再生法のt検定の結果は、

- 1、棄却域を5% (0・05) としたとき、片側 (0.000241)、両側 (0.000481) のP ($T \leq t$) は、どちらも0・05より小さい
- 2、t境界値の片側 (1.94318)、両側 (2.446912) の数値はともに「t」の絶対値 (6.83708) を下回っている

このため、「二つのグループの平均は等しい」という帰無仮説は棄却され、使用回数に平均値に差があることが立証された。

表4の④の債権放棄と会社更生のt検定の結果も

- 1、棄却域を5% (0・05) としたとき、片側 (0.002153)、両側 (0.004305) のP ($T \leq t$) は、どちらも0・05より小さい
- 2、t境界値の片側 (2.015048)、両側 (2.570582) の数値はともに「t」の絶対値 (4.9445) を下回っている

このため、「二つのグループの平均は等しい」という帰無仮説は棄却され、使用回数の平均値に差があることが立証された。

表4の⑤の債権放棄と破産法のt検定の結果も

1、棄却域を5% (0.05) としたとき、片側 (0.002153)、両側 (0.004305) のP ($T \leq t$) は、どちらも0.05より小さい

2、t境界値の片側 (2.015048)、両側 (2.570582) の数値はともに「t」の絶対値 (4.9445) を下回っている

このため、「二つのグループの平均は等しい」という帰無仮説は棄却され、使用回数の平均値に差があることが立証された。

この結果から、経営危機を連想させる「倒産」「経営破たん」「自力再建の断念」などの使用において、債権放棄と民事再生法、会社更生法、破産法の申請の3つの間に、明確に差があることが立証された。債権放棄は民間同士が実施する私的整理で、民事再生法、会社更生、破産法は法的な枠組みを活用する法的整理で、私的整理なのか法的整理なのか企業が企業の信用を決定的に毀損するⅢの言葉、表現の使用において分水嶺となっていることが分かる。メディアは、法的整理を実施する企業に対して、「破たん」、「倒産」といった厳しい言葉や表現を採用して、報道しているのだ。

企業の再建・再生を目指すのか否かで線引きをすれば債権放棄、民事再生法、会社更生法が事業の継続を目指す処理であるのに対して、破産法だけが会社の清算を目指す枠組みである。しかし「再建・再生」か「清算」か、という当該企業の行方には、あまり重点が置かれず、法的整理である民事再生法、会社更生法、破産法は、ほぼ同列に扱われている。一方、借金の返済ができなくなる、という経済活動の最低限のルール、社会倫理の基礎的な掟を踏みにじっているという要素は、四つのパターンに共通している。しかしⅢの言葉や表現の使用回数という視点からみると、こうした点にも、あまり重点が置かれていないことが把握できる。

Iの言葉、表現については使用回数の平均値を検定すると、表4の①の債権放棄と民事再生法のt検定の結果は、

1、棄却域を5% (0.05) としたとき、片側 (0.001618)、両側 (0.003237) のP ($T \leq t$) は、どちらも0.05より小さい

2、t境界値の片側 (1.859548)、両側 (2.306004) の数値はともに「t」の絶対値 (4.143753) を下回っている

このため、「二つのグループの平均は等しい」という帰無仮説は棄却され、使用回数に平均値に差があることが立証された。

表4の②の債権放棄と会社更生法のt検定の結果は、

1、棄却域を5% (0.05) としたとき、片側 (0.001628)、両側 (0.003257) のP ($T \leq t$) は、どちらも0.05より小さい

2、t境界値の片側 (1.795885)、両側 (2.200985) の数値はともに「t」の絶対値 (3.741706) を下回っている。

このため、「二つのグループの平均は等しい」という帰無仮説は棄却され、使用回数に平均値に差があることが立証された。

Iの言葉の使用回数の平均値で、債権放棄と民事再生法、会社更生法の間での明確な違いが

検証された。債権放棄の場合は、「金融支援」など信用不安を払拭する言葉や表現がふんだんに使用され、企業の信用を維持、向上させる方向で記事が書かれる傾向が強いことがわかる。私的整理も法的整理も、企業再建を目指すことでは一致しているはずなのに、私的整理の方が、記事中に再建に向けたニュアンスが色濃く出ていることが鮮明になった。民事再生法、会社更生法の記事によってはⅠの要素が全くないケースもあり、破産法と同様の記事構成となり再建、再生を目指す処理であることが明記されていない記事すら散見される。

このように一元配置分散分析と、使用回数の平均値の差を検証する t 検定の結果によって、仮説は立証され、マス・メディアは、会社更生法の申請などの法的整理を「倒産」「経営破たん」など事業の清算を連想しかねない言葉を多用して記事化する一方で、債権放棄などの私的整理には、「支援」などの経営再建を印象付ける表現を頻繁に使用する傾向が強いことが判明した。

4-2 事例的な分析

さらにマス・メディアごとの特徴を分析した。Ⅲの使用に関しては民事再生法の場合、1回も使用していないのは朝日新聞の「大日本土木」だけである。35本の対象記事のうち34本の記事で使用されている。日貿信の民事再生法の申請は2000年4月25日で、同法が施行された2000年4月1日の直後であり、申請も日貿信で2件目だった。そのため「新しい倒産法制」（日経新聞）「和議法に代わる倒産法制」（朝日新聞）など民事再生法の仕組みを説明する表記の中で、Ⅲに分類される言葉を使用した記事も目立った。

会社更生法については、ファーストクレジットのケースで毎日新聞が「上場企業の倒産」という表記を使ったケース以外、4メディアがⅢの言葉や表現を控えた。ファーストクレの場合は主力銀行の新生銀行（旧日本長期信用銀行）が同社の会社更生法の適用を申請、同社は申請の棄却を求めるという極めてまれなケースだった。新生銀行には旧長銀から引き継いだ債権の価値が二割以上、下がった場合、国に引き取りを求める権利「瑕疵担保条項」があった。このためファーストクレ側は、国に債権の買戻しを求めるために、新生銀行が、ファーストクレの資産内容を通常以上に厳格に査定していると反発していた。結局は、新生銀行側の主張通り東京地裁は会社更生法の適用を認めた。当事者が反発する中、主力銀行主導で会社更生法が適用されるという異例の経緯にマス・メディア側も配慮して、Ⅲの言葉や表記の使用を控える方向になったとみられる。「スポンサー候補としては、外資系金融機関を中心に十社程度から手が挙がっている」（朝日新聞）など新たなスポンサーの下で、再建が進むことを印象付ける記述も目立った。一方で、ファーストクレを除く六社については、五メディア全てがⅢの言葉や表記を使用している。

破産法の2件は、すべてⅢの言葉や表記が使用されている。「経営破たん」「倒産」などの言葉、表現が使用されている点では、民事再生法、会社更生法、破産法の間には大きな差異はみられない。ただ民事再生法、会社更生法では「倒産」の前に「事実上の」という言葉が入っているケースがある点と「破産」という言葉を使用しているのが破産法に限定されている点には違いがみられた。

メディア別にⅢに含まれる言葉や表現の特徴を分析すると、「倒産」という言葉の使用状況で顕著な差異がみられる。共同通信は民事再生法のそごう、会社更生法の新潟鐵工所のケースを除いて、「倒産」を使用していない。日経新聞と読売新聞は民事再生法の日貿信で「倒

産法制」と表記したことに加えて、日経新聞が会社更生法の長崎屋で、読売新聞が民事再生法のライブで使用した以外は「倒産」を使っていない。3社とも「自力再建を断念」「経営破たん」などの表現を多用している。これに対して朝日新聞と毎日新聞は「倒産」という言葉を頻繁に使用している。民事再生法では7件中朝日新聞が4件、毎日新聞が5件、会社更生法では6件中、朝日新聞が4件、毎日新聞が6件すべてで使用している。共同通信では前述のように、損害賠償への対応なども視野に入れ記事中で「倒産」という表記をなるべく避ける方針にしている。日経新聞も前述の吉野家の会社更生法のケースでは「倒産」という言葉を採用しており、いずれかの段階で使用を控える編集方針に切り替えたと思われる。しかし「経営破たん」「自力再建断念」と「倒産」が企業の信用状況について読者に与える印象がどの程度違うのかは判然としない。さらに大手企業が、「倒産」報道で企業信用を毀損したとして、法廷闘争になった例もないため、損害賠償リスクを回避するために、どの程度の法的効果があるのかも未知数である。

Iの表現については法的整理では、いずれのメディアでも「営業の継続」を明記しているケースが目立つ。特にそごうやマイカル、長崎屋などの流通大手や大手カード会社のライブなどでは、幅広い一般消費者が顧客となるため店舗での販売活動の継続やカードが引き続き使用できること伝える配慮をしたとみられる。一方で佐藤工業や青木建設のようなゼネコンや新潟鐵工所のようなメーカーでは、「事業を大幅に整理し、再建を目指す」（共同通信、佐藤工業）のように再建を目指していることを記述しているケースはあるが、事業の継続を明確に示す言葉や表現は、ほとんど使用されていない。債権放棄の場合は「再建」「金融支援」「財務体質の改善」など銀行を中心とした利害関係者が支援態勢を明確にした事実を記事中に盛り込んでいる例が多く、全般に企業の再建、再生を印象付ける記事構成となっている。

IIについては債権放棄の場合、大型のケースである熊谷組、ダイエー、大京などで安易な債権放棄への批判が広がっていたことを反映、「本業の早期回復できるかどうかの瀬戸際」（朝日新聞）など経営の先行きに疑問符を突きつけるケースが散見される。民事再生法、会社更生法では債権放棄よりIIの使用頻度が高い上に、「経営が行き詰まった」「経営が悪化した」「債務超過」など、現状の資産内容が危機に瀕している状況を指摘しているケースが多い。現状の経営危機をそのまま表現しているだけに、企業信用を後退させるインパクトも強いと考えられる。

4-3 社説に関する事例的な分析

マス・メディアがそれぞれの社論を展開する社説では、大企業の経営危機は、どう表現されているのだろうか。債権放棄ではダイエー、民事再生法ではそごう、会社更生法では長崎屋のケースを分析の対象にした。社説で、個別企業の経営危機を取り扱っているケースが少ないため、それぞれ一例ずつの事例的な分析とした。ニュース発生から3日の間に配信もしくは掲載された社説を対象とした。なお破産を取り扱ったケースはなかった。

まずダイエーの債権放棄のケースは、毎日新聞を除く、共同通信、日経新聞、朝日新聞、読売新聞で社説の配信、掲載があった。Iの言葉や表現が記事一本当たりの平均で8・25回、IIが4・75回、IIIが0・25回だった。Iの表現が多いのは、本記での分析と同様の傾向だ。ただ本記の分析では、債権放棄でIIIの言葉や表現を使用したケースが皆無だ

ったのに、日経新聞がダイエーを「実質的な経営破たん状態」と指摘、Ⅲの表現を使っているのが特徴だ。この社説は「問題債権の融資先企業がひとたび破たんすると、直ちに金融システム危機に飛び火するという危うい実態は依然として続く」など不良債権問題の先送りを厳しく指弾している。Ⅰに属する言葉でも「救済策」という言葉を4回も使用し、債権放棄に批判的なトーンを打ち出す中で、「実質的な経営破たん状態」と、ダイエーの経営実体を厳しくえぐり出す言葉が使用されたとみられる。

そごうの民事再生法申請のケースでは5つのマス・メディアすべてに配信、または掲載があった。Ⅰは2・4回、Ⅱは0回、Ⅲは2回だった。特徴的なのは、「透明なルールの下での処理」（日経新聞）、「裁判所の監視のもと、法律に従った手続き」（朝日新聞）などと民事再生法の位置づけを示した表現が多い点と、本記では、あまりみられなかった「法的整理」という言葉を各メディアとも多用している点だ。そごうは当初、巨額の債権放棄が実施される計画だったが一転し、民事再生法の申請となった。朝日新聞は「そごうの一件で、金融機関は安易に債権放棄に走ることができなくなった」と指摘している。表現ぶりは様々だが、債権放棄による先延ばしより、民事再生法による透明、公正な決着の方が好ましいとのトーンが各社説の主張として展開されている。このためⅢの言葉や表現が多用される一方で、「法的整理」などの言葉を採用して、民事再生法申請による透明決着の意義を強調したケースが多かったようである。

長崎屋の会社更生法の申請は、共同通信を除く4つのマス・メディアで社説の掲載がある。Ⅰ、Ⅱの表現はなくⅢは4・25回である。毎日新聞は長崎屋が会社更生法申請に追い込まれた理由を「一つはバブル期に走った多角経営の失敗であり、二つには消費不況の荒波をもろに受けたことだ」と分析している。バブル崩壊による地価急落で、過去の出店ラッシュの付けが回った上に、不況で財布の紐が固くなった消費者の動向をつかめなかった、という典型的な経営の失敗を指弾する内容が各社の社説に共通している。社説は各社のベテラン記者である論説委員が、それぞれの意見や主張を展開する記事である。記事の分量も一般の記事よりも多く、本記とは異なった特徴が浮かび上がってきたとみられる。

5 考察と今後の課題

ではマス・メディアが私的整理の場合は、企業の信用を維持、向上する方向で報道し、法的整理の場合は信用を大きく毀損する言葉や表現を多用する傾向が鮮明に現れた要因は何なのだろうか。一つはマス・メディアが政府や裁判所、国会といった国家権力の動静に、大きなニュース価値の基準を置いている点にあるとみられる。国家権力を監視、その動きを決め細かく取材し、国民に伝えるのはマス・メディアの社会的な責務である。その点に疑問の余地はない。ただ一方でニュースの情報源や価値基準を国家権力に依存しすぎる問題点も抱えている。マス・メディアの記者たちは政府の発表や政府高官の情報提供などを受けると、大きな後ろ盾を得た形で、ニュース化に乗り出す傾向がある。大企業が利害関係者の権利調整を裁判所に委ねることは、確かに大きなニュース価値を持っている。ただ、裁判所という国家権力が処理に関与することが、一種の「免罪符」になり、「倒産」「経営破たん」といった企業信用を毀損する言葉が、多用されている側面も否定できない。さらに借金を踏み倒した人や企業に対して厳格な日本社会の倫理観も背景に加わっているとみられる。「倒産」企業の経営者や従業員は「敗残者」「厄介者」のレッテルが貼られる。そんなムードが日本社会には、まだまだ根強い。裁判所の活用にニュース判断の重点を置

くマス・メディアの姿勢と倒産への厳格な社会的な風潮があいまって、法的整理に乗り出した大企業に懲罰的とも言える厳しい報道がなされているとも考えられる。

一方で私的整理は民間同士の権利調整である。借金を踏み倒す点においては法的整理と同じとは言え、あまり厳格な報道で、企業の信用を傷つけると、「報道が信用不安の引き金を引いた。企業再生の妨げになった」と指摘されかねない。こうしたリスク感覚がマス・メディアの編集方針に影を落としている面もある。このように法的整理に厳格な一方で、私的整理は甘く報道する構造を抱えていることが、安易な債権放棄を繰り返す銀行や企業の先送りを助長する面もあったとみられる。

一方、マス・メディアや経済社会が「倒産」を忌み嫌っていたのでは、再生ビジネスの機会を逸することにもなる。今では大手証券やメガバンクも再生ファンドを抱え、企業再生ビジネスに乗り出している。国家の再生ファンドといえる産業再生機構も41件の企業を支援、再建への道筋を開いている。楽天によるTBS株の取得が大きなニュースとなり、企業が売買されるものなのだという現実が国民にも深く浸透した。こうした新たな経済潮流が、社会全体の「倒産」に対するイメージを変えマス・メディアの経営危機報道にも新しい視点と変化をもたらすはずである。

さらにマス・メディアが使用している「倒産」「経営破たん」などのキーワードを、読者がどう受け止め、経済行動にどのような影響を与えているのか把握することも重要である。企業信用に関わる報道が株価や、取引先との関係、消費行動など広範な経済活動に直接影響を及ぼしている可能性もあり、その広がりや丹念に検証することも今後の研究課題となる。

注)

1 M.McCombs,S,andD.Shaw,(1972)“The Agenda-setting function of Mass Media,”
Public Opinion Quarterly

2 Tversky,A.,&Kahneman,D. 1981 The framing of decision and the psychology of
choice. Science

3 吉野家の「うまい。やすい。はやい。」のモットーは、すっかり消費者に浸透した。明確なビジネスモデルでもあり、業績回復に道を開いた。2000年11月には東証一部に上場、完全復活を果たした。米国でのBSE発生による牛肉の輸入禁止で、牛丼がメニューから消えたことが大きなニュースとなったのは、逆に同社の存在感を示すことにもなった。「『経済特集』吉野家倒産20年目の上場」共同通信社(2000年11月13日配信)、吉野家ディー・アンド・シー・ホームページの「吉野家ディー・アンド・シーを知る」を参照。

4 東京商工リサーチの調査では1975年の倒産企業の負債総額の合計は1兆9146億円、バブル末期の1990年では1兆9158億円とほぼ同水準。しかし2000年には23兆8850億円と10倍以上に急増、2001年も16兆5196億円、2002年も13兆7824億円と高水準が続いた。

5 京商工リサーチ・ホームページの「倒産とは？」を参照

6 同上

- 7 帝国データバンク「第十二回債権放棄企業の実体調査」を参照。
- 8 日本経済新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞については「日経テレコン21」の記事検索を活用。共同通信社は記事データベース「PRESTO」を使用した。
- 9 例えば「三井建設はバブル期に借入れを増やし…時価会計制度への変更などが経営悪化に拍車をかけ、1998年に再建計画を策定したが行き詰まっていた」（毎日新聞の三井建設の債権放棄の記事 2000年12月30日）。この場合、本来なら「経営悪化」「再建計画を策定したが行き詰まった」は、Ⅱに分類されるが、集計外の取り扱いとした。過去の経緯を記した部分である上、記事全体を読むと「」のような状況だったが、債権放棄によって経営の建て直しが進む状況を伝えようとしているためだ。
- 10 一元配置分散分析、F検定、t検定の計算には「Excel 2003」を活用

参考文献

- 藤原総一郎（2005）『企業再生とM&Aのすべて』、文春新書
駒橋恵子（2004）『報道の経済的影響—市場のゆらぎ増幅効果—』、御茶の水書房
共同通信社（2000）『経済ハンドブック』、共同通信社
松嶋英樹（2002）『良い倒産 悪い倒産』、講談社
新村出（1998）『広辞苑 第五版』、岩波書店
小川恒夫（1998）「受容効果研究の展開と今後の課題」『マス・コミュニケーション研究』五三号
露木茂・仲川秀樹（2004）『マス・コミュニケーション論—マス・メディアの総合的視点—』、学文社
白樫三四郎・編（1997）『社会心理学への招待』、ミネルヴァ書房

第5章：日本航空の会社更生法申請

～国家支援の報道への波及～

要旨

日本航空の会社更生法の申請を伝える記事は、これまでの会社更生法の申請を伝える記事とは大きな違いがあることが検証された。企業の信用を維持強化する言葉や表現が多用される一方、信用を決定的に毀損する言葉や表現が有意に少ないことが立証された。

その背景には、日本航空の会社更生法の申請に、他の企業破綻とは違った特徴があったためだとみられる。まず、国際的な物流インフラである大手航空会社の経営破綻が経済に大きな打撃を与えることが想定された。そのために国が関与して、日航の再建に乗り出したのである。こうした経緯を受けて、報道するメディアの側も、日航が会社更生法を申請することによる経済への悪影響を抑制する方向で記事を編集したと考えられる。また、今回のケースでは国家支援の方針が、早期に示され、衆人環視で再建スキームが作成されており、長期間の取材を通じて各メディアにも、世界経済への悪影響も含めた信用維持の必要性が、十分に浸透していたものとみられる。

1 はじめに

2010年1月の日本航空の会社更生法申請は、日本社会に大きなインパクトを与えた。日本を代表するエアラインのマネジメントの失敗が招いた経営破綻は、親方日の丸体質が生んだ放漫経営の帰結、経営管理能力の欠如であると同時に、長期間続いた自民党政権の終焉が、蜜月企業の破綻に結びついたことや、世界的な航空規制緩和を背景とした競争の激化が日本の航空業界を直撃、マネジメント上の課題を鮮明に示すことになった。

ただ、世界と日本の架け橋でもあり、巨大な取引規模を持った日本航空が経営破綻することは、経済に大きな打撃を与えることが想定された。そのため、資金手当ても含めた政府の手厚い支援が実施され、経済への打撃を最小化する措置が取られた点で、通常の大企業の経営危機とは、まったく違った対処たなされたのである。このため、日本航空の会社更生法の申請を報じる記事の内容は、いままでの会社更生法の申請の記事とは大きく違う特徴を持つことになった。第4章で分析した2000年から2004年のバブル崩壊期の経営危機報道と違いを記事中に採用された言葉や表現の使用頻度の違いを検証した。

2.1 日航破綻の直接的な要因

日本航空に3500億円を出資、再建を支援する官民出資の再建ファンド企業再生支援機構は、日航破綻の直接的な要因を、以下のように分析している。

支援機構が1月19日に公表した「日本航空に対する支援決定について」によると、「対象事業者ら（日航とグループ企業）は、従前の構造的な高コスト体質から脱却を図るべく、人的生産性向上による人員数減や賃金制度・退職金制度改定、一時金の抑制など、人件費削減、運営体制、業務プロセス見直しによるコスト構造改革、収益性の観点による国際・国内路線の徹底的な見直し、機材更新とダウンサイジングの推進など、自助努力を重ねてきたが、抜本的な収益改善を行うに至らないなか、2008年秋以降の「金融危機」と「新型インフルエンザ」による需要低迷が直接的な引き金となり、今般の窮境状態に陥った¹⁾と指摘している。

さらに小野は、「日航を深く追い詰めたのは、『プレミアム戦略』といわれる高級化路線にあった²⁾と分析している。

プレミアム戦略とは、ファーストクラスやビジネスクラスの座席数を増やすことで収益を確保する戦略。主に長距離路線のビジネス旅客を対象に、収益を確保する狙いだった。日航は、プレミアム戦略を軸に据えて2008-10年度の中期経営計画「JALグループ再生中期プラン」³⁾では、国際線の旅客単価を07年度から2年間で2割も上昇させる計画だった。

さらに国際線旅客需要の拡大も見込み、同中期プランでは国際線の売上高を07年度計画の7485億円から08年度には8070億円に、そして10年度には8530億円に

まで、とんとん拍子で拡大する未来図を描いていた。

しかし、2008年以降の「金融危機」などでビジネス需要が急減。日航の目論見は完全にあてが外れた。08年度に当たる09年3月期決算の国際線の売上高は7035億円に落ち込み、計画を1000億円以上も下回り、大幅赤字の主因となった。

では、なぜ日航はプレミアム戦略に突き進んだのか。小野は、「忍び寄るLCC（ローコストキャリア）の影があった」⁴⁾と指摘する。

LCCの特徴は、まず「ノンフリルサービス」だ。余分なサービスをできるだけカット。食事や飲み物のサービスをなくしたり、有料化したりしている。機内の厨房などの設備を座席に振り替えることで、提供座席数も増やしている。また高級機の機種を統一することで、パイロットの研修コストや機材の整備コストも圧縮、航空機の大量購入によって購入費も削減する。さらに、既存の大手航空会社が、巨大な航空機でハブ（拠点）空港に乗客を集めた上で、目的別に枝分かれした路線に乗り換える「ハブ・アンド・スポークシステム」を採用したのに比べ、短距離線の直行便に特化する「ポイント・ツー・ポイント」戦略を採用。短時間の折り返し運転で機材の運行回数を増やし、運航効率も向上させた。

組織も徹底的にスリム化しているケースが多い。パイロットや整備士、客室乗務員などの人数も最低限で、いわゆる「ホワイトカラー」の事務職が、ほとんどいない航空会社もある。ライバルは航空会社ではなくバス。こう指摘されるほど、航空会社のビジネスモデルを革命的に転換し、業績を向上させたのがLCCなのだ⁵⁾。

代表的なLCCの航空会社は、米のサウスウエスト。2008年の売上高は110億ドル（9900億円、1ドル＝90円で換算）、税引き前利益は1億7800万ドル（160億円）だ。保有航空機も537機に達し、世界の一流航空会社に肩を並べるレベル⁶⁾。

欧州でもアイルランドのライアンエアーが成功、アジアでもマレーシアのエアアジアが業績を伸ばすなどLCCが世界の空を席卷しつつある。

成田空港の発着枠の拡大や羽田空港の国際線の乗り入れ拡大で、LCCの日本市場への参入拡大が見込まれていた。日航のコスト構造では、LCCと対抗するのは難しいのが現実。長距離のビジネス旅客は、コストの削減より疲れが少ない快適な環境を望むため、日航は、プレミアム路線に生き残りをかけたのだ。

支援機構と小野の分析を総合すると、日航の経営陣は、迫りくるLCCの脅威に対抗するため、高級化路線であるプレミアム戦略を採用、そこに金融危機やサージが発生、大幅な赤字に転落、経営が窮地に落ちたという構図になる。

2.2 日航破綻の構造的な要因

日航が破綻に至った構造的な原因について支援機構の「日本航空に対する支援決定について」は「過去の大量輸送時代の構造を引きずり、①事業構造（ハード）と②組織体制（ソフト）両面が非効率且つ硬直的であり、競合他社と比較して需要変動幅の大きい国際線比率が大きい中で、リーマンショックや新型インフルによる世界規模の大きな需要低迷に適時適切に対応できなかったことに基因する」⁷⁾として、具体的に①事業構造の硬直化、②組織体制の硬直化の2点を挙げ、以下のように分析している。

① 事業構造の硬直化

(i) 大型機材の大量保有

対象事業者らは、成田・羽田の発着枠の制約があったため、大型機材を積極導入し、一時期は100機を超える世界最大の747保有キャリアとなった。その結果、一度に大量輸送できるようになった反面、燃油等の運航コストも高いため、閑散時には赤字を垂れ流すこととなった。

(ii) 不採算路線の維持

対象事業者らは、政府系企業という出自もあり、過度に公共性を期待され、採算が取れない路線を多数維持していた。また、旧JASとの統合により、国内地方路線を中心に不採算路線が更に拡大した。加えて、需要変動の大きい国際線比率が高いという問題も抱えている。

② 組織体制の硬直化

(i) 人員余剰・硬直的組織体制

対象事業者らは、持続的な事業拡大を前提に、正社員の終身雇用中心の人事体系と昇進モデルを維持し、人員数も増加傾向にあった。また、旧JAS統合後に人員・組織体制のダウンサイジングをほとんど行わず、更に肥大化、硬直化が発生した。

(ii) 意思決定の遅滞

対象事業者らでは、無謬性を追求する文化と管理部門の肥大化により、意思決定が恒常的に遅滞し、事業環境の変化に即応できなかった。また、適時適切な意思決定を支えるITシステム等が老朽化し、意思決定の遅滞を助長していた。

小野は、前原誠司国土交通相直轄の専門家チーム「JAL再生タスクフォース」のメンバーらへの取材を通じて、日航破綻の構造的な要因を「3つの過剰」⁸⁾と指摘している。

3つの過剰とは、ボーイング社の大型ジャンボジェット機、B747-400など大型機材を大量に抱え込んだ機材、国内外に抱える多くの不採算路線、そして2009年3月末には日航グループ全体で4万7526人に達した人員だ。

小野は、また「日航の債務超過額は1兆円に達していた」⁹⁾としている。

小野が入手したJAL再生タスクフォースが2010年10月に実施された資産査定によるとB747-400などの大型航空機の退役費用は、実に5123億円に達した。航空機の購入価格である簿価を時価で計上し直すと、巨額の損失が生まれた。さらに企業年金の積み立て不足2870億円、保有不動産の評価損失470億円などを加えると9000億円を超える巨額のマイナス修正となった。日航の純資産は1800億円。金融危機によって引き起こされたプレミアム戦略の失敗によって生み出された巨額の赤字を加えると、日航の債務超過額は1兆円に達するとの試算になったのだ。

2.3 日航破綻と政権交代

小野は、政権交代後の2009年9月に、国交相の前原誠司とJAL再生タスクフォースのサブリーダーとなる富山和彦氏が、日航の再建策をめぐって会談した場面を描写、「前原は政権交代を機に、日航の再建策について自民党時代の先送りの流れを断ち切り『非連続』で抜本的な計画を打ち上げる意欲を強く訴えた」¹⁰⁾と指摘している。

日航は、地方路線や空港整備などをめぐり長年、政権与党だった自民党とは深い関係にあ

った。そういった意味で、政権交代が日航の抜本的な解決に大きな役割を果たしたのは、間違いない。

さらに小野は、「完全民営化を阻止するために『最終兵器』だった日航向け融資は、完全民営化が頓挫した瞬間に位置づけが180度転換され、政投銀の経営を圧迫する『邪魔者』に変わったのだ」¹¹⁾と分析、日航破綻に向かった大きな要因として主力銀行の日本政策投資銀行の民営化問題とそれに関連した監督官庁の財務省の思惑があったことを指摘している。

政投銀は、小泉純一郎政権の時代に、政府の傘下から離れる完全民営化が決まっていた。ただ、政府系金融機関の代表機関である政投銀は、財務省にとっては産業界への資金供給をコントロールする有力な政策ツールであると同時に長年、事務次官OBをトップに派遣し続けた重要な天下り先でもあった。

そこで、政投銀はサーズや世界同時多発テロで、航空需要が減退、日本航空が経営危機になると繰り返し日航向けの融資を実行。財務省は、社会インフラである日本航空の路線網を支えることを名目に、政投銀を活用して経営を支え続けた。いわば、民間の金融機関にはできない規模で日航の経営を支えることで、政府系金融機関の存在意義を強調し続けた構図があった。

しかし、リーマンショックによる世界的な金融危機で、公的金融機関の役割が再評価され、当時、野党だった民主党も加わる形で、政投銀の完全民営化が事実上ストップした。

政投銀の完全民営化が阻止されると状況は一変した。日航向け融資がこれ以上膨らむと経営破綻した際に巨額の融資が焦げ付くリスクを政府が背負い込むことになる。

日航は、金融危機による旅客の急減で、2009年度に2000億円の資金がショートしかかっていたが、政投銀は他の金融機関と合わせた追加融資の規模を1千億円にとどめ、抜本的な経営再建策を作成するよう日航に要請した。

小野の分析によれば、こうした財務省の方向転換と自民党から民衆党への政権交代が重なり、日航の経営危機は先送りが許されない状況への突入していったのだ。

2.4 日航再建の主導権はタスクフォースから支援機構に

2009年9月に民主党への政権交代直後に、前原国交相直属の「JAL再生タスクフォース」が設置されリーダーに弁護士で、産業再生機構の再生委員長も務めた高木新二郎がサブリーダーには産業再生機構のCOO（最高執行責任者）だった富山和彦氏が就任、当初は、このタスクフォースを中心に日航の再建策が練られた。タスクフォースは機材、路線、人員の「3つの過剰」を削減、再生を果たすプランの作成に取り組んだ。

小野が入手したタスクフォースが作成した再建案によると、機材については29機保有していたB747-400をすべて退役にすることを軸に大型機を削減し、最新鋭の小型機に切り替える計画とした。路線については、不採算の赤字路線を中心に国内線29、国際線16を削減する縮小案を、人員についてはグループ全体人員約5万人を実質連結ベースで9300人削減するリストラ案を作成していた。

こうしたリストラ案を作成する一方、政投銀などの主力銀行に合計で2500億円の債権放棄を要請して債務を圧縮、民間からの出資や産業再生法による政府出資でバランスシ

ートを改善する案が練り上げられたと指摘している。

しかし、実質的に1兆円の債務超過に転落している状況では民間からの出資を引き出すことは難しく、計画は抜本的な修正を迫られた。民間出資と産業再生法を組み合わせた再建スキームが難しくなると、巨額の公的資金を活用して企業再生ができるのは、官民出資の再生ファンド企業再生支援機構しかなく、日航は支援機構主導で再建が図られることになった。支援機構は、もともと地域再生を目指して中小企業などの経営を支援する狙いで設立されたが、日航のような巨大企業の再建のために出資する機能も備えていた。小野の分析¹²⁾によると支援機構を所管していた副首相兼国家戦略相の菅直人氏の政治判断もあり、タスクフォースは日航の再建問題から手を引き、再建はすべて企業再生支援機構に委ねられることになった。

2.5 会社更生法申請の背景

小野の取材などによるとタスクフォースは「日航が法的整理（会社更生法や民事再生法の申請）になると、典型的な大型国際倒産事件として位置づけられる」¹³⁾と分析していたという。

日航は、燃料の給油、旅行代金のクレジット決済、保険、航空機の部品の供給など世界中の膨大な数の企業との間で、多くの信用取引を実施している。会社更生法などの法的整理に入ると、こうした信用取引は、通常はすべてデフォルト（債務不履行）となる。商品やサービスを日航に先渡しにしていた企業は、支払いが受けられなくなるのだ。こうした信用取が停止されると、燃料を給油できない日航機が海外で立ち往生するという最悪の展開になりかねない。一部でも運航停止に陥れば、国際的な風評被害が発生、急激な顧客離れを引き起こす。過去には、スイスエアーやアンセット、パンナムなどの航空会社が運航停止に追い込まれ、破産手続きに移行している。

タスクフォースの試算では、会社更生法を申請した場合、現金決算に必要な資金が600億円に達するという。一方、金融機関などが債権放棄を実施する私的整理の場合は、信用取引が継続できるため、当面の資金繰り支援である1800億円で業務を継続できるという。

しかし、タスクフォースから日航再建のバトンを引き継いだ支援機構は、会社更生法の申請を実行する。

小野は、タスクフォースの富山氏と支援機構の瀬戸氏が日航の再建の引き継ぎのために会談した際に、瀬戸氏はすでに会社更生法を活用したいと富山氏に宣言した上で、「瀬戸は、会社更生法を適用しても東証への上場が維持できることや商取引債権の保護で取引先の信用を維持する方法にも言及した」¹⁴⁾と指摘している。

支援機構が、2010年1月19日公表した「支援決定の前提条件」によると「政府及び日本航空は、国内外の関係事業者及び外国政府に対し、日本航空に対する商取引債権、リース取引債権及び日本航空の航空券・マイレージ・発行済み株主優待券は保護され、事業継続に支障がない旨を周知し、取引停止等により運行に支障が生じないよう、理解と協力を要請すること」となっている。

会社更生法の場合は、通常、裁判所の力を活用して、債権者による資産の回収をいった

ん凍結、その上で関係者の利害調整を公正、透明に進めることに特徴がある。ただ、タスクフォースが分析したように燃料や部品などの取引先の債権をカットすると信用不安が起こり、日航機の運航がストップするリスクが大きい。

そこで、燃油や部品、食糧などの一般商取引債権やマイレージ、発行済みの優待券などを債権カットの埒外に置くという、前例のないスキームを採用したのだ。

支援機構は会社更生を活用しながら、かつてないほど弾力的に運用したのだ。

小野は、支援機構がこうした弾力的な運用を実施した背景について「瀬戸は、日航の再建を通じて、最近では民事再生法に法的整理の主役を奪われていた会社更生法という制度の『再生』を目指していたのだ」と指摘している。

瀬戸は企業再生弁護士の大家で、会社更生法を担当する東京地裁の民事第八部とも昵懇の間柄。小野は、一般商取引債権の保護などで会社更生法の弾力化を進め、日航という実例を作り出すことで事業再生の世界に「革命」を引き起こそうとしたのだと分析している。

2.6 日本航空再建案の概要

2010年1月19日に支援機構が公表した「日本航空に対する支援決定について」や記者会見による説明内容などによると、日本航空の再建案の概要は以下の通りだ¹⁵⁾。

日本航空は2010年1月19日に東京地裁に会社更生法の適用を申請、更生手続きの開始決定を受けた。日本航空は、政投銀などの金融機関から3500億円規模の債権放棄などで総額7300億円の債務カットを受けた。支援機構は、3000億円以上を出資し、支援機構と政投銀は6000億円の融資枠を設定。グループ人員は約3割の1万5700人を削減し、不採算路線では国内17路線、国際14路線の31路線からの追加的に撤退する計画となった。

3 日航の破たん報道

3.1 調査方法

4章では、2000年から2004年までを期間に起こった「債権放棄の要請」「民事再生法の申請」「会社更生法の申請」「破産法の申請」を対象に、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、共同通信の5社が報道する際のキーワードの使用頻度を検証することで数量的な内容分析を試みた。

記事中のキーワードとなる言葉や表現は、4章と同様にⅠ「企業の信用を維持、強化する」（「金融支援」、「経営の立て直し」など）、Ⅱ「企業の信用をやや後退させる」（「再建の前途は多難」など）、Ⅲ「企業の信用を決定的に毀損する」の三つの系統に分類した。

分析対象としたマス・メディアも1章と同様に朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、日本経済新聞、共同通信の5社。記事は2010年1月20日の朝刊（共同通信社は20日付朝刊用の19日配信）の本記を対象とした。

各キーワードの一覧をリストにしたのが表1である。

5メディアのⅠ、Ⅱ、Ⅲのそれぞれの使用回数を合計して、まとめたのが表2である。

表1 日航の会社更生法申請の際のキーワード一覧

I 企業の信用を維持、強化する言葉、表現

支援機構も支援を正式に決定 日本政策投資銀行とともに…公的資金枠を用意
 公的管理下で抜本再建を目指す 生産性を引き上げV字型収益回復を目指す
 支援機構が…日航支援を正式に決め、政府が承認した 運航や営業は平常通り続ける
 機構は…、3年以内の経営再建をめざす 政府は日航の運航継続に…声明を閣議で了解
 事業再生計画 マイレージポイントや…従来通り使える 一般商取引債権…などは保
 護される 日航の財務体質を改善 11年度の黒字化を目指す 企業再生支援機構の
 支援を受け 運航を継続しながら再建を目指す 今後3年間で抜本再建を図る…
 機構は支援を決定、日航グループを管理下に 金融支援
 資金繰り支援策として…
 企業再生支援機構が…支援を決定 事業再生計画を発表 日航は公的管理に入り
 機構は3年以内の再建を目指す 政府の同日、日航支援の声明を発表
 資金繰りや安全運航に万全を期す方針を表明 債務超過を解消する
 年金基金は存続する
 政府は再建支援の声明を公表 企業再生支援機構が支援を正式決定
 公的資金を投入 運航を継続させながら3年間で再建を図る マイレージは維持され
 一般商取引再建は保護

II 企業の信用をやや後退させる言葉、表現

経営難に陥っていた 負債総額は…過去最大 上場廃止 売上が急減。財務体質は悪化の
 一途
 グループ連結の債務超過額は 日航の株式は無価値に 日航株の上場廃止
 8676億円の債務超過
 経営危機に陥っていた 日航は8676億円の債務超過
 負債総額は…過去最大 上場廃止にすると発表 100%減資を実施…日航買う無価値に
 債務超過になり経営が行き詰まった

III 企業の信用を決定的に毀損する言葉、表現

新政権が救済に動かなかつたことも破綻の一因 最大の経営破綻 過去最大の経営破綻
 経営破綻としては過去最大 自力再建の道を断たれた 発足から60年で経営破綻した

表2 日航の会社更生法申請時の各社記事のキーワード使用頻度

	I	II	III
日経	4	5	1
朝日	9	3	1
読売	6	1	1

毎日	6	2	2
共同	7	4	1
合計	32	15	6

3.2 分析結果

4章では2000年から2004年の大手企業の経緯危機を分析した。その結果、会社更生法や民事再生法、破産法などの「法的整理」を活用した場合は、事業の清算を連想させる「倒産」「破たん」など企業の信用に打撃を与えるキーワードが多く採用され、「私的整理」である債権放棄では、「再建」など経営が復活を連想させる前向きなキーワードが多く使用されることが立証された。

裁判所の機能を活用するか否かが、報道ぶりを大きく左右されることが示されたのだ。

日本航空は、2010年1月9日に会社更生法を申請したが、これまでの会社更生法申請ケースとは記事内容に大きな違いがあることが鮮明になった。

まずⅠの「信用を維持、向上させる言葉、表現」の使用回数は、32回で、2000年から2004年のバブル崩壊期に会社更生法を申請した大手6企業の平均（5メディアの合計）の8.16回、民事再生法の大手7企業の平均、8.28回より大幅に多いだけでなく、債権放棄の大手7企業の平均26.42回も大きく上回っている。

一方で、Ⅱの「信用をやや後退させる言葉」の使用回数は15回で、バブル崩壊期の会社更生法を申請した企業の平均の5.5回、民事再生法の3.42回、債権放棄の2回を大幅に上回っている。

Ⅲの「信用を決定的に毀損する言葉、表現」の使用回数は6回で、会社更生法の10.1回、民事再生法の10.4回を大幅に下回っているが、債権放棄の0回は大きく上回っている。

日航の破綻報道が、バブル期崩壊期の経営危機報道と大きく異なった背景には日航の会社更生法の申請が他のケースと違った二つの特徴があったからだと考えられる。

一つは、政府が支援に大きく関与した点だ。日航は国内外の人やモノの流れを支える航空インフラであり、経済活動への影響が大きく、官民出資の企業再生ファンド「企業再生支援機構」が支援に乗り出すなど政府が、その再建を支えた。

二つ目は、日航の再建をめぐる動きが半年以上も前から報じられ、衆人監視の状況で、再建策が練り上げられた点だ。具体的には、2009年6月に日航が政府に資金繰り支援を要請したことが報道で表面化してから、日航の再建問題は、ニュースの焦点の一つになった。

企業の経営危機を報じる際には、メディアは慎重になる。報道した事実によって、信用不安が巻き起こり、取引から信用を失い、ビジネスの継続が難しくなる上、顧客離れが進み、収益が悪化する可能性があるからだ。報道が経営破綻の引き金を引くことになりかねないからだ。そのため、報道にあたっては十分に確かな情報と、しっかりした判断が不可欠になる。

特に今回の日航の会社更生法申請は、グローバルなスケールで経済に大きな打撃を与えることが想定された。そのために国が関与して、日航の再建に乗り出したのである。こう

した経緯を受けて、報道するメディアの側も、日航の会社更生法を申請することによる経済への悪影響を抑制する方向で記事を編集したと考えられる。今回のケースでは国家支援の方針が、早期に示され、衆人環視で再建スキームが作成されており、長期間の取材を通じて各メディアにも、世界経済への悪影響も含めた信用維持の必要性が、十分に浸透したものとみられる。

例えば日本経済新聞の1月20日朝刊をみると「企業再生支援機構も支援を正式に決定」「総額9000億円の公的資金枠を用意する」「公的管理下で抜本再建を目指す」などIの言葉や表現が多用され、資金面も含めた手厚い国家的な支援で、再建に向けた歩みを示すことが詳細に記されている。

また、「過去最大の経営破綻」などニュース性を示すために、読者に強いマイナスのインパクトを与えるⅢの言葉や表現も使用されたが、回数が少ない上、5メディアとも信用に決定的な大劇を与えるⅢのキーワードの代表格である「倒産」という最もマイナスイメージの強い言葉の採用は慎重に避け、信用維持への配慮も示されている。

ただ、「高コスト体質の改善が進まなかった」「リーマン・ショック以降の世界不況などが響き、売り上げが急減」「財務体質は悪化の一途をたどった」など、大きなニュースバリューを背景に、なぜ会社更生法の申請にいたったのかの経緯については詳細に書き込まれたため、Ⅱの言葉や表現については、バブル崩壊期以上に多用されることになったのである。

4 おわりに

日本航空の会社更生法の申請は、ブランド企業の失墜というだけでなく、自民党政権の終焉や国際競争の激化など多様なドラマを含んだ劇的な経済ニュースだった。再建に政府・与党が大きく関与した点もニュース価値を大きく高め、メディアの記事化の機会も増えた。一方で、巨大企業の破綻が経済に与えるインパクトが、長期間の取材の中で各メディアに浸透、国家による支援までなされたことが、記事の内容に大きな影響を与えたとみられる。グローバル化した市場経済の進展で、企業経営の不確実性は、一段と高まりつつある。一企業の経営破綻が、世界の経済システムを揺るがすケースも増えている。米でも大手自動車メーカーのゼネラル・モーターズ（GM）の経営を政府が支援した例がある。今回の日本航空の会社更生法の申請は、その代表的な事例である。最近では、原発事故を引き起こした東京電力も政府による資金支援を受けた。

こうした巨大企業の経営危機は、大きなニュース価値を持つ一方で、信用維持の要を担うメディアが、どう記事化するかについても新たな課題を提起している。日本航空については、再建をイメージさせ、信用維持に配慮した記事内容になっていることが本章の分析で検証された。ただ、日本航空については、巨額の債務カットや資金支援を受けて早期に再上場を果たし、史上最高の利益を確保したことで、同じ民間航空会社の全日本空輸との競争条件の歪みの問題が浮上した上、今後の国際競争の激化に耐えうる経営なのかという疑問を提示する声も多く航空関係者や専門化から提起されている。

そのため健全な経済運営に向けてメディアが持つ独立的で中立的な情報提供の機能や、適切な批判機能が、どう発揮されるべきかには、大きな課題も残されていると考えられる。

注

- 1) 企業再生支援機構ホームページ・公表資料「日本航空に対する支援決定について」、8 支援決定についての機構の考え方 (1)会社更生申立及び支援申込みの経緯と背景
- 2) 小野(2010)、pp.16-17
- 3) JAL企業サイト <http://www.jal.com/ja/>「JAL グループ再生中期プラン」(2013年7月11日閲覧)
- 4) 小野(2010) pp.17-20
- 5) 村上英樹ほか編著(2006)、pp.163-169
- 6) 杉浦一機(2010)、pp.79-83
- 7) 企業再生支援機構ホームページ・公表資料「日本航空に対する支援決定について」(同上)、別添、事業再生計画の概要「第4 事業計画の概要」より
- 8) 小野(2010)、pp.73-80
- 9) 小野(2010)、pp.97-100
- 10) 小野(2010)、p.50
- 11) 小野(2010)、pp.26-36
- 12) 小野(2010)、pp.120-122
- 13) 小野(2010)、pp.80-82
- 14) 小野(2010)、p.115
- 15) 企業再生支援機構ホームページ・公表資料「日本航空に対する支援決定について」(同上) 別添、事業再生計画の概要「事業計画の方向性」など参照

参考文献

- [1]小野展克(2010)『巨象の漂流』、講談社
- [2]小野展克(2012)『JAL再上場を喜ばない理由・文芸春秋11月号』、文芸春秋
- [3]小野展克(2013)「日本航空再上場の課題」、嘉悦大学『嘉悦大学研究論集』、55巻、pp.1-13
- [4]企業再生支援機構ホームページ・公表資料「日本航空に対する支援決定について」
<http://www.etic-j.co.jp/publication/index.html> (2013年7月11日閲覧)
- [5]杉浦一機(2010)『エアライン敗戦』、中公新書ラクレ
- [6]村上英樹ほか編著(2006)『航空の経済学』、ミネルヴァ書房